

第3期

阿南市教育振興基本計画

認めあい 支えあい 未来につなぐ 学びの和



令和2年3月
阿南市教育委員会

はじめに

古来、教育は「国家百年の大計」であるといわれてきました。国にあっても地方にあっても、また昔も今も、教育が担う使命の大きさに変わりはないのでしょう。

阿南市教育委員会では、このたび、本市教育の未来を見通す教育計画として、第三期阿南市教育振興基本計画を策定いたしました。計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間となっています。以前は、長期計画といえば、10年間を見通すものが標準でしたが、社会変化の激しい現代にあっては、どの自治体も5年プランを標準とするのが主流となっているようです。

社会変化の激しさという意味では、少子高齢化やグローバル化の進展をはじめ、ICT化の推進に伴う急速なSNSの普及など、子どもたちを取り巻く環境の変化には計り知れないものがあります。そうした変化の渦中にあっても、「不易」と「流行」を確かに見極め、進むべき教育の方向性を過たず見定めていくことが肝要であると考えます。

本基本計画の策定に際しては、12名による阿南市教育振興基本計画等策定委員会におけるご熱心なご審議に加え、「阿南市教育振興基本計画策定に係るアンケート調査結果」「阿南市小・中学校の再編・統合に係るアンケート調査結果」及び市民から寄せられたパブリックコメント等を踏まえる中で策定いたしました。向こう5年間にわたる具体的な教育施策を掲げつつ、中長期的な展望に立って本市教育の未来を見据えた教育プランとなっております。

本基本計画では、「認めあい 支えあい 未来につなぐ 学びの和」を教育理念として掲げ、「本人」「家庭」「地域」「学校（園）」「教育委員会」による学びの和（＝教育コミュニティ）を築いていくことの重要性を謳っています。策定した以上は、画竜点睛を欠くことがないように、教育委員会総体として計画の具現化に努めて参ります。

結びにあたり、策定委員会において終始ご熱心なご審議をいただきました寺沢委員長様はじめ委員の皆様方に心からお礼を申し上げますとともに、本基本計画がそれぞれの教育現場に十二分に浸透し、具体的・実践的な活用がなされることを切に祈念して、ごあいさつとさせていただきます。

令和2年3月

阿南市教育委員会教育長 **稲村 健一**

目 次

第1章	計画策定に当たって	1
1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画策定に当たって参考とした事項	2
4	計画の構成	3
5	計画の期間	3
第2章	策定の背景	4
1	国の教育施策	4
2	徳島県教育施策	7
3	阿南市の取組	8
4	前計画の進捗状況	9
5	阿南市の現状	14
6	アンケート調査結果	18
7	阿南市の課題	24
第3章	基本構想	28
1	教育理念	28
2	教育方針	29
3	基本構想の構成体系	31
第4章	基本計画	32
1	方針1 生涯学習	32
2	方針2 学校教育	42
3	方針3 人権教育	57
4	方針4 スポーツ振興	61
5	方針5 教育環境基盤整備	64
第5章	計画の推進	68
1	計画の推進方針	68
2	計画の進行管理	69
参考資料		
1	関係条例	70
2	関係委員名簿	72
3	SDGsについて	73

第1章 計画策定に当たって

1 計画策定の趣旨

阿南市教育委員会は、平成22年度から令和元年度までの10年間の基本構想による「阿南市教育振興計画」に基づき、本市の持続的な発展に不可欠な「人財」（人材に代わり、市民を貴重な地域の財産と捉えるということを意図する造語）を育成するための教育施策の実施に取り組んできました。そして、その「阿南市教育振興計画」の平成22年度から平成26年度までの前期5年間（第1期）の成果を検証した上で本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、平成27年度から令和元年度までの後期5年間（第2期）の指針として「阿南市教育振興計画（後期基本計画）」（以下「第2期阿南市教育振興基本計画」という。）を策定し、本市の教育理念として「共に生き、豊かな心で個性輝く人づくり」を掲げ、本人、家庭、地域、学校（園）、教育委員会等がそれぞれの役割を果たすとともに、相互の連携も図りながら教育理念の実現をめざしてきました。

教育基本法においては、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」とされているところであり、国においては、「人生100年時代」と「超スマート社会」（Society5.0）の到来に向けて、政府が進める「人づくり革命」と「生産性革命」への取組に教育政策として貢献することが課題であるとし、「教育立国」の実現のために更なる取組を進めていくことを教育の普遍的な使命として掲げ、教育政策の在り方及び教育改革を進めるための方策を示すものとして第3期教育振興基本計画が平成30年6月に策定されました。

また、徳島県においては、平成30年度から5年間にわたる県教育の新たな行動計画として、「徳島県教育振興計画（第3期）」が平成30年3月に策定され、教育分野の上位の概念として、『未知の世界に果敢に挑戦する、夢と志あふれる「人財」の育成』を教育施策の基本方針とした「徳島教育大綱」が令和元年8月に策定されたところです。

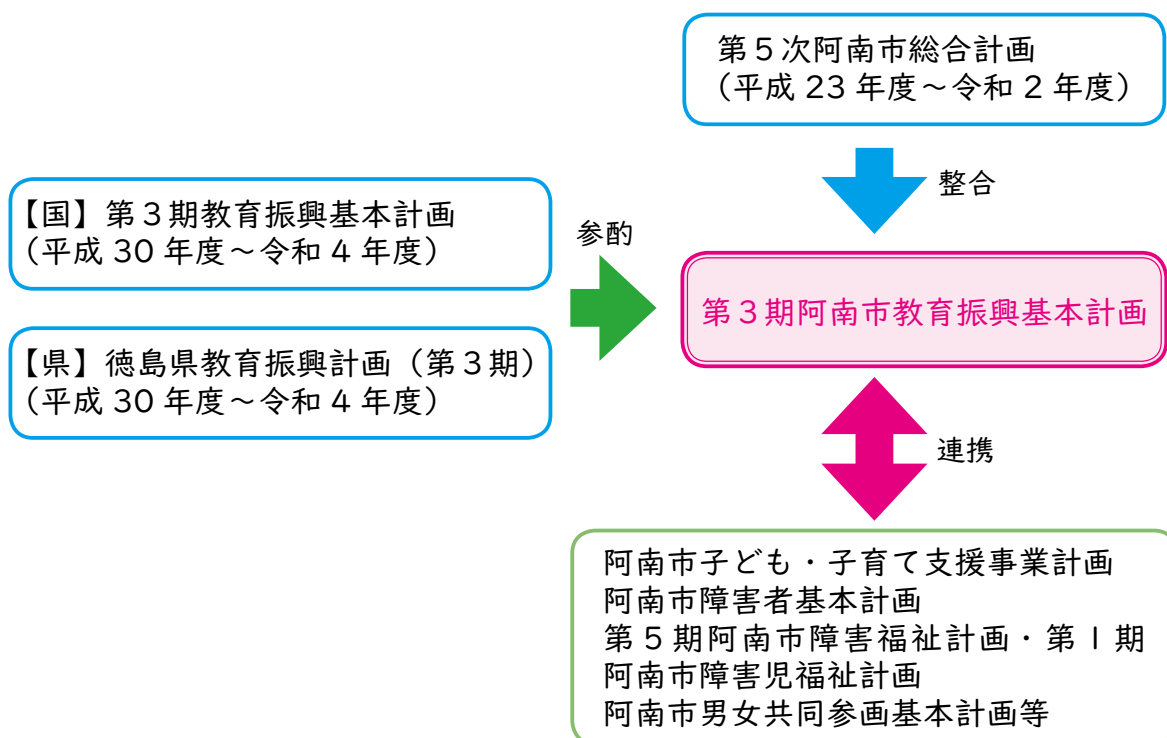
阿南市教育委員会では、以上のような国や県の計画等の内容を踏まえつつ、第2期阿南市教育振興基本計画による成果及び課題、近年の社会情勢や教育を取り巻く環境の変化等に鑑みて、この第3期阿南市教育振興基本計画を策定しました。

今後は、本計画の実現に向けて、世界トップ企業を持つ産業、希少生物を育む豊かな自然、国指定史跡等の歴史的遺産といった阿南の強みを活かしながら、学校・家庭・地域が一体となった教育の展開を図ってまいります。

2 計画の位置付け

本計画は、教育基本法第17条第2項の規定に基づく「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」として策定しています。

策定に当たっては、国の「第3期教育振興基本計画（平成30年度～令和4年度）」、県の「徳島県教育振興計画（第3期）（平成30年度～令和4年度）」を参酌するとともに、本市の基本的な指針である「第5次阿南市総合計画（平成23年度～令和2年度）」との整合性を図っています。



3 計画策定に当たって参考とした事項

本計画は、「阿南市教育振興基本計画策定に係るアンケート調査」及び「阿南市小・中学校の再編・統合に係るアンケート調査」を実施するとともに、阿南市教育振興基本計画等策定委員会での審議を受けて、それらを参考として策定したものです。

4 計画の構成

□基本構想

「基本構想」は、「教育理念」、「教育方針」及び個別の「教育施策」を体系的に定めたものです。

□基本計画

「基本計画」は、基本構想で定めた個別の「教育施策」を実施するための基本的かつ個別・具体的な「施策方針」及び「主な推進施策」を示したものです。

5 計画の期間

本計画の実施期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

なお、この実施期間の最終の令和6年度末までには、次期（第4期）の計画を策定することを予定としています。

	R元 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
【国】 教育振興基本計画	第3期計画 (平成30年度～令和4年度)				次期計画			
徳島県教育振興計画	第3期計画 (平成30年度～令和4年度)				次期計画			
阿南市総合計画	第5次計画 (～令和2年度)		次期計画					
阿南市教育振興基本計画	第2期 計画	第3期計画 (令和2年度～令和6年度)					次期計画	

第2章 策定の背景

Ⅰ 国の教育施策

教育基本法の改正

昭和22年に制定された「教育基本法」が平成18年12月に全部改正されました。この法においては、生涯学習の理念や家庭教育、学校、家庭、地域との連携協力、国及び地方公共団体の責務等が盛り込まれ、「地方公共団体は、国の基本的な計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない」との旨が定められています。

教育関係法の改正等

- 『地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律』の施行（平成27年4月）
 - ・ 首長と教育委員会の連携の強化
 - ・ 地方公共団体に首長と教育委員会の協議の場である「総合教育会議」の設置
 - ・ 首長による大綱の策定
- 『学校教育法等の一部を改正する法律』の施行（平成28年4月）
 - ・ 小中一貫教育を行う新たな学校の種類「義務教育学校」の制度化
- 『義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律』の公布（平成28年12月）
 - ・ 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等（公布日から施行）
 - ・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（平成29年2月施行）
- 『教育公務員特例法等の一部を改正する法律』の施行（平成29年4月）
 - ・ 校長及び教員の資質の向上に関する指標の整備
- 『義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るための関係法等の一部を改正する法律』の施行（平成29年4月）
 - ・ 『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』の一部改正
 - ・ 学校運営協議会（コミュニティスクール）設置の努力義務化
 - ・ 『社会教育法』の一部改正
 - ・ 「地域学校協働活動」に関する連携協力体制の整備

□『学校教育法の一部を改正する法律』の施行（平成31年4月）

- ・小・中・高等学校等の教育課程の一部において、紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できることとされました。
- ・視覚障害等により紙の教科書を使用して学習することが困難な児童生徒に対し、教育課程の全部において、紙の教科書に代えて「デジタル教科書」を使用できることとされました。

社会教育関連法の改正

「教育基本法」の改正を受け、社会教育行政の体制の整備を図るため、平成20年には「社会教育法」、「図書館法」及び「博物館法」が一部改正されました。

地域住民等の学習成果を生かした学校・社会教育施設等での活動機会の提供、児童生徒に対する放課後・休日に学校等を利用した学習機会の提供に関する規定が整備されました。

その他の関連法

□スポーツ基本法の改正

- ・「スポーツ振興法」が全部改正され、平成23年8月に「スポーツ基本法」が制定されました。
- ・平成26年度から全国障害者スポーツ大会等のスポーツ振興の観点が強い障害者スポーツ事業が厚生労働省から文部科学省に移管されました。

□『消費者教育の推進に関する法律』の施行（平成24年12月）

□『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』の施行（平成28年4月）

- ・障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止
- ・社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止（合理的配慮）
- ・障害者理解の促進

□『障害者による文化芸術活動の推進に関する法律』の施行（平成30年6月）

- ・障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
- ・文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮
- ・文化庁、厚生労働省、経済産業省等の関係行政機関の職員による「障害者文化芸術活動推進会議」の設置

□子ども・子育て関連法の施行

- ・子ども・子育て支援法
- ・認定こども園法の一部改正法
- ・子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

※以上、法関係の抜粋

国の第3期教育振興基本計画

基本計画では、人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子どもの貧困、地域間格差等の社会状況の変化への対応が取り組むべき課題として掲げられ、下の5つの基本方針が示されています。国は、この基本方針に基づき、教育政策の目標やめざすべき測定指標を定めて、様々な施策の推進に取り組んでいます。

教育のめざすべき姿

- <個人> 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- <社会> 一人ひとりが活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現（地域・国・世界）の持続的な成長・発展

5つの基本方針

- ① 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- ② 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- ③ 生涯学び、活躍できる環境を整える
- ④ 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- ⑤ 教育政策推進のための基盤を整備する

学習指導要領の改訂

幼稚園教育要領等（平成30年度）、小学校学習指導要領（令和2年度）、中学校学習指導要領（令和3年度）、特別支援学校学習指導要領（それぞれの学校に準じた年次）が全面実施されます。また、高等学校学習指導要領・特別支援学校高等部学習指導要領が令和4年度から年次進行で実施されます。改訂の基本的な考え方として、教育基本法、学校教育法等を踏まえ、子どもたちが未来社会を切り拓くために求められる資質能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」が重視されています。

改訂のポイント

- 知・徳・体にわたる「生きる力」を子どもたちに育むために、全ての教科等を「①知識及び技能」、「②思考力、判断力、表現力等」、「③学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に再整理
- 知識の理解の質を高め、資質能力を育む「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善の推進
- 教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントの確立

2 徳島県の実施策

- ・平成12年3月 「徳島県教育振興基本構想」（徳島「学び」プラン21）策定
- ・平成16年3月 「徳島県人権教育推進方針」策定
- ・平成20年10月 「徳島県教育振興計画」策定
- ・平成25年2月 「徳島県学校マネジメント・学力向上実行プラン」策定
- ・平成25年3月 「徳島県教育振興計画（第2期）」（「阿波っ子みらい教育プラン」）策定
- ・平成26年3月 「徳島県キャリア教育推進指針」策定
「徳島県人権教育推進方針」改訂
- ・平成26年10月 「徳島県子どもの読書活動推進計画」策定
- ・平成27年3月 「徳島県幼児教育振興アクションプランⅡ」策定
「徳島県子ども・子育て支援事業支援計画」策定
- ・平成27年12月 「徳島教育大綱」策定
- ・平成28年2月 「元気なあわっ子憲章」制定
- ・平成28年3月 「徳島県英語教育改善プラン」策定
- ・平成30年3月 「徳島県教育振興計画（第3期）（平成30年度～令和4年度）」策定
- ・令和元年8月 「徳島教育大綱（令和元年度～令和4年度）」策定

徳島教育大綱

○基本方針

『未知の世界に果敢に挑戦する、夢と志あふれる「人財」の育成』

○重点項目

- ・未知への挑戦！未来を創る教育の推進
- ・夢と志を実現！確かな学びを育む教育の推進
- ・一人ひとりが輝く！多様性を育む教育の推進
- ・誰もがいきいき！生涯を通じ、安心して学ぶ教育の推進
- ・世界へ飛躍！「徳島ならではの」の文化・スポーツレガシーを創出する教育の推進

3 阿南市の取組

第5次阿南市総合計画（平成23年度～令和2年度）

【阿南市の将来像】

ひと、まち、心をつなぐ笑顔の光流都市
～快適・輝き・創造の未来へ～

施策の大綱

2 健やかで笑顔のあるまちをつくる

健康、保健、医療、福祉、子育て支援等

市民一人ひとりが、いきがいとしあわせ感を持ち生涯元気で暮らせるよう、保健・医療の充実を図ります。高齢者や障がい者、社会的な支援を必要とする人達を地域全体で支え、安心して暮らせるまちづくりを推進します。

- 1 地域福祉の推進
- 2 保健・医療の充実
- 3 高齢者福祉の充実
- 4 子育て支援の充実
- 5 障がい者福祉の充実
- 6 社会保障の充実
- 7 年金・保険の充実

施策の大綱

5 豊かな心と学びのあるまちをつくる

生涯学習、家庭・学校教育、人権の尊重、文化等

市民一人ひとりが個人として尊重され、心豊かに安心して暮らせるまちづくりをめざします。また、子どもから大人まで、あらゆる世代が、学び・育ち・支え合う学習環境の整備に努めるとともに、芸術や文化活動を振興し、心豊かで創造性あふれた人間形成を推進します。

- 1 生涯学習環境の整備
- 2 就学前教育・家庭教育の充実
- 3 学校教育の充実
- 4 人権の尊重
- 5 男女共同参画社会の推進
- 6 青少年の健全育成
- 7 健康増進・体力づくりと生涯スポーツの振興
- 8 豊かな歴史文化の継承と新しい文化の創造
- 9 国際交流・地域間交流の推進

4 前計画の進捗状況

(1) 前計画の施策

本市では、第2期阿南市教育振興基本計画に沿って、教育・学習に意欲を持った「本人」、教育の原点である「家庭」、学習を支える基礎環境である「地域」、子どもたちの生きる力の育成と地域交流の拠点となる「学校（園）」、教育・学習の水準を保障する「教育委員会」がそれぞれの役割を担い様々な施策を実施しました。

◎ 方針1 文化的で創造性豊かな生涯学習の推進

主体的な生涯学習活動の推進
図書館活動及び読書普及の推進
科学教育の推進
人権教育の推進
生涯学習推進体制の充実

◎ 方針2 豊かな心と生きる力を共に育む学校教育の推進

自ら学ぶ力を育てる教育の推進（知の習得）
思いやりと豊かな心を育む教育の推進（徳の習得）
心身の健康を育む教育の推進（体、健康の習得）
一人ひとりを大切にする教育の推進
情報化・国際化する社会に対応する教育の推進
教育環境の充実

◎ 方針3 多様な連携を基盤とした就学前教育・家庭教育、青少年健全育成の推進

就学前教育の推進
家庭教育の推進
青少年健全育成活動の推進

◎ 方針4 郷土文化の保護と継承

有形文化財の保護・活用
伝統文化の保存・継承

◎ 方針5 健康増進・体力づくりと生涯スポーツの振興

スポーツに関する幅広い情報提供の推進
生涯スポーツの推進体制及びスポーツ環境の充実

(2) 評価方法について

現行計画の基本施策の実施による影響度について、事業の目的、対象及び効果について検討し、その影響度評価として、以下の要領で行います。

① 個別事業の目的と基本施策の目的の合致性

合致 3 点 ほぼ合致 2 点 一部合致 1 点

判定基準：基本施策の概念と実施事業の内容を見ていく。事業実施年度期間が長いほど評価が上がる。

② 事業の対象が基本施策から見ての整合性

整合 3 点 ほぼ整合 2 点 一部整合 1 点

判定基準：施策の実施対象は的確である前提であるため、事業の対象は小・中学校の全体数からみた判断。実施学校数で評価できない施策は、事業の実施対象と施策の内容を個別に判断するため、事業実施年度期間が長いほど評価が上がる。

③ 事業効果が基本施策の推進に対しての効果

効果大 3 点 効果中 2 点 効果小 1 点

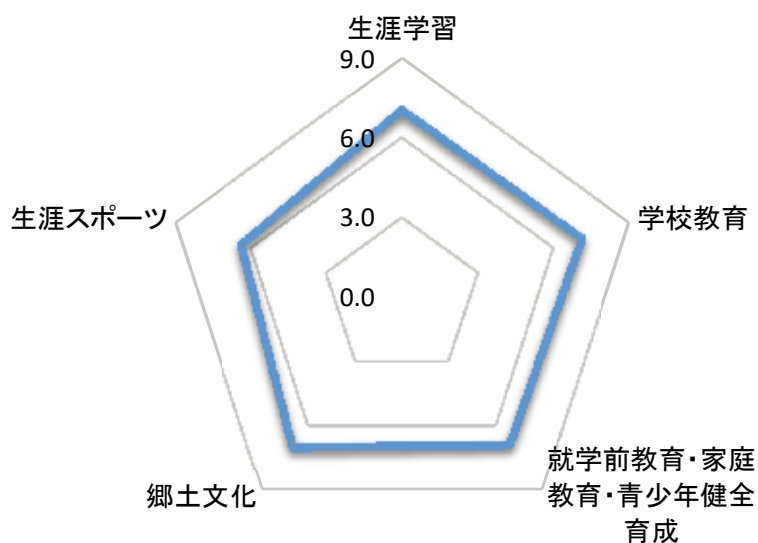
判定基準：各課のコメントによる判断。アンケートで分析できるものはその結果による判断。事業実施年度期間が長いほど評価が上がる。

上記、①～③を集計し、

9～8点 ◎十分成果を上げた 7～5点 ○ある程度目標達成した 4～3点 △見直しが必要としました。

(3) 評価結果

現行計画においては5つの方針で施策推進してきました。評価した結果は以下のとおりです。5つの分野で7割程度成果を上げています。



◎ 方針1 文化的で創造性豊かな生涯学習の推進

教育施策	推進施策	評価
主体的な生涯学習活動の推進	公民館の拠点機能強化	◎
	地域性を反映した学習活動の推進	○
	学習情報の提供拡充	○
	自主活動への発展支援、リーダーの育成	○
	防災活動と連携した学習活動の推進	○
	市民を対象とする国際理解教育の推進	○
図書館活動及び読書普及の推進	読書グループの育成	○
	乳幼児期から家庭で読書に親しむ環境づくり	○
	図書館の機能強化	○
	図書館サービスの円滑な運営	○
	誰もが読書に親しむことのできるサービスの充実	○
	関係団体との連携強化、広報の充実	○
科学教育の推進	市民意見の反映、職員の資質向上	○
	時代に即した企画事業の強化	◎
	センター理科学習の拡充	◎
	天文事業の充実	◎
	ネットワークの確立、運営体制の強化	○
	広報、科学情報の提供	○
人権教育の推進	教員の理科研修、学校支援の充実	○
	人権教育推進の強化と啓発活動の徹底	◎
	教育集会所を拠点とした人権学習・啓発活動の充実と人権教育推進者の養成、資質の向上	◎
	人権を守る運動の普及	○
	相談機関同士の連携強化	○
	阿南市人権教育研究大会・講演会、講座の充実	○
生涯学習推進体制の充実	同和問題をはじめ、様々な人権問題解決に向けた人権教育・啓発活動の推進	○
	男女共同参画社会の推進	○
	公民館の適正な管理運営	○
	公民館の防災拠点機能の強化	○
	地域における指導者の養成とネットワーク化	○
	庁内連携の強化	○
	市民参加型の事業運営の促進	○

◎ 方針2 豊かな心と生きる力を共に育む学校教育の推進

教育施策	推進施策	評価
自ら学ぶ力を育てる教育の推進 (知の習得)	学ぶ意欲の高まるカリキュラムづくり	◎
	家庭学習の習慣化	○
	学力の確実な定着の推進	○
	学習時間の確保	◎
	言語力・表現力の育成	○
	「阿南市子どもの読書活動推進計画」の推進	◎
	キャリア教育の推進	○

教育施策	推進施策	評価
思いやりと豊かな心を育む教育の推進（徳の習得）	道徳教育推進教師を中心とする道徳教育の充実	◎
	指導方法の工夫	◎
	児童生徒の生活を基本にした道徳教育の推進	◎
	自然とのかかわりを重視した体験学習の推進	○
	学校・家庭・地域の連携による人権意識の高揚	○
	人権の共存が達成される学校運営	○
	人権教育指定研究・各中学校ブロック人権教育研究会などの充実	○
	自他の大切さを認め、それを態度化・行動化につなげる人権教育の推進	○
	豊かで確かな人権意識を身につけるための教職員研修の充実	○
	地域ぐるみの人権教育の推進	○
心身の健康を育む教育の推進（体、健康の習得）	児童生徒の健康観の確立、指導力の向上	○
	家庭や地域と連携した健康教育の推進	○
	正しい食習慣の確立	○
	食生活に関する知識・判断力の育成	○
	適切な学校給食を提供する運営管理	◎
	教員の指導力の向上	○
	児童生徒の体力と運動技能の向上	○
	子どもの安全確保に関する取組の充実	◎
	防災体制・教育の充実	◎
	交通安全教育の充実	◎
一人ひとりを大切にする教育の推進	教育支援の充実	○
	通級指導教室の充実、障がいへの理解促進	◎
	指導体制の連携・強化	◎
	教職員の資質向上	○
	問題の早期対応と継続的な指導	○
	「ふれあい学級」の教育支援センター機能の強化	◎
情報化・国際化する社会に対応する教育の推進	教員のＩＣＴ活用指導力向上のための研修の充実	○
	情報モラル教育の推進	○
	ホームページによる情報発信	◎
	教員に対する実技研修の推進	◎
	外国人講師の配置、外国語指導体制の検討	○
	小学校における外国語活動指導体制の充実	○
	国際理解教育の推進	○
教育環境の充実	全教職員の共通理解と関係諸機関との連携	◎
	地域と連携した学習体制の推進	○
	きめ細かな指導の充実を図る体制づくり	○
	より開かれた学校運営の実施	◎
	教職員の資質・組織力の向上	◎
	へき地・小規模校教育の充実	◎
	学校（園）の施設・設備の保全と充実	◎
	情報教育環境の整備	○
	情報管理体制の強化	◎
	統合問題に対する住民意向の反映	◎

◎ 方針3 多様な連携を基盤とした就学前教育・家庭教育、青少年健全育成の推進

教育施策	推進施策	評価
就学前教育の推進	より開かれた幼稚園の運営	○
	幼保一元化を見据えた体制の強化	◎
家庭教育の推進	子育て支援施策の充実	◎
	体験学習機会の拡充	○
	家庭教育への支援	○
	家庭教育支援チームの存続検討	○
	「阿南市こどもフェスティバル」の実施	◎
	青少年の非行防止と社会参加機会の拡充	○
青少年健全育成活動の推進	地域環境の向上	○
	勤労青少年の健全育成	○

◎ 方針4 郷土文化の保護と継承

教育施策	推進施策	評価
有形文化財の保護・活用	文化財保護の体制づくりと周知活動の推進	○
	文化財資料の収集及び展示などによる有効利用	○
	文化財の指定及び解除	○
	牛岐城趾（じょうし）館及び阿波公方・民俗資料館の適正な管理運営	○
伝統文化の保存・継承	伝統芸能の伝承活動の支援	○
	市史編さんの推進	○

◎ 方針5 健康増進・体力づくりと生涯スポーツの振興

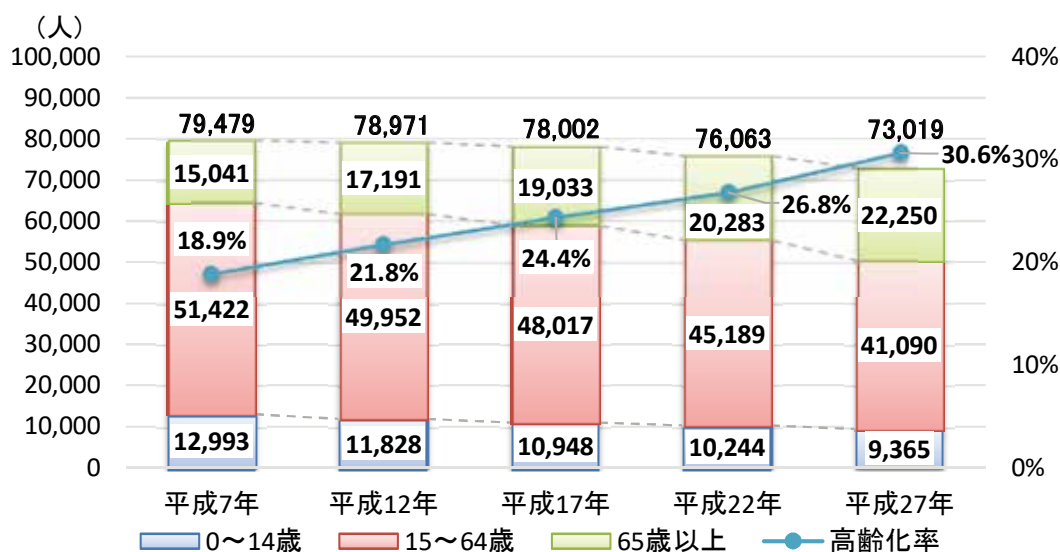
教育施策	推進施策	評価
スポーツに関する幅広い情報提供の推進	スポーツに関する幅広い情報提供	○
	総合型地域スポーツクラブの育成	○
	スポーツマナーの向上と公共心の醸成	○
	海洋スポーツの普及	○
生涯スポーツの推進体制及びスポーツ環境の充実	「阿南市スポーツ振興計画」の策定	○
	スポーツ環境・施設の整備促進	○
	指導者の育成・充実	○
	競技スポーツの推進体制の検討	○

5 阿南市の現状

(1) 人口・世帯の推移

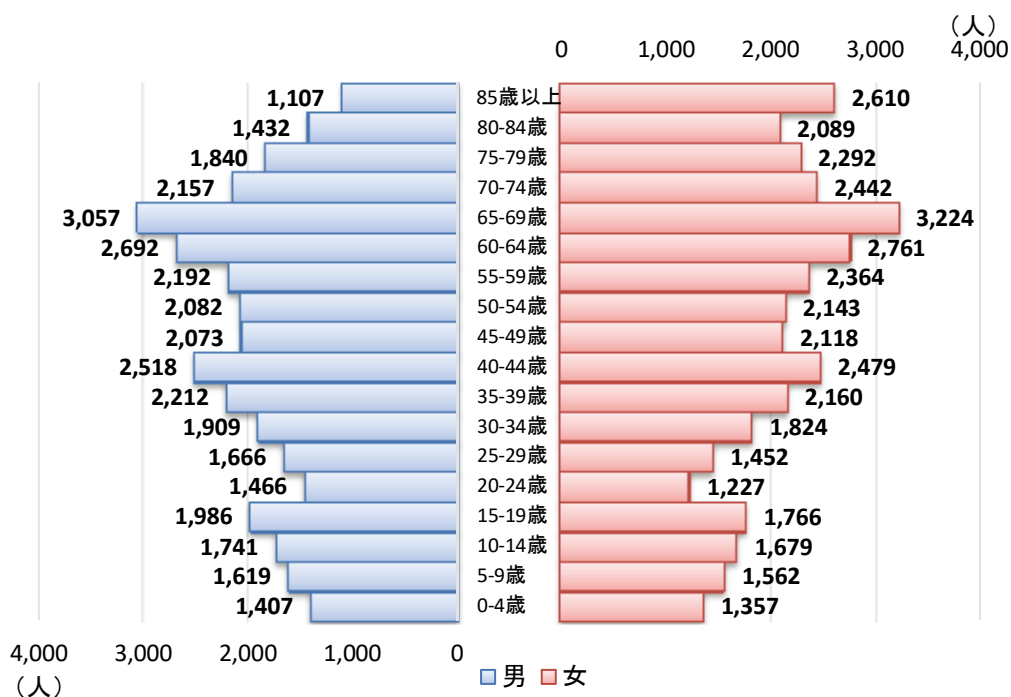
阿南市の人口は減少しており、年齢区分別では、年少人口と生産年齢人口が減少している一方で高齢人口は増加しています。高齢化率は上昇を続け、平成27年では30.6%となっています。市の人口構成を人口ピラミッドでみると、男女ともに40歳代の働き盛りの世代と、60歳代のいわゆる団塊の世代を含む世代の人口が多くなっており、年少人口が減少していることを踏まえると、今後も少子高齢化が進行することが予測されます。

■人口3区分・高齢化率推移



※総人口は年齢不詳を含んでいます。
出典：国勢調査

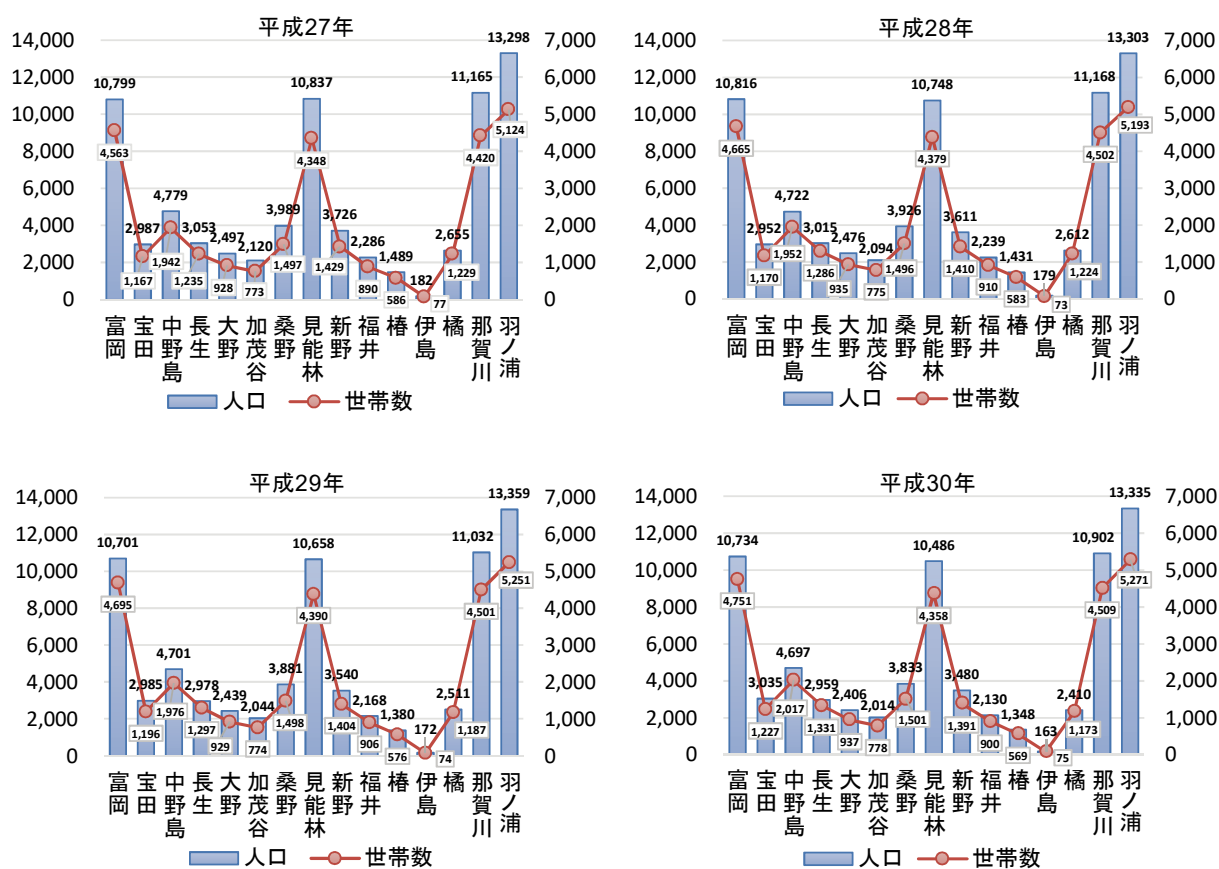
■人口ピラミッド



出典：国勢調査（平成27年）

地区別の人口と世帯でみると、富岡、宝田、中野島、那賀川及び羽ノ浦地区はほぼ横ばいとなっていますが、その他の地区は減少傾向にあります。

地区別人口・世帯数

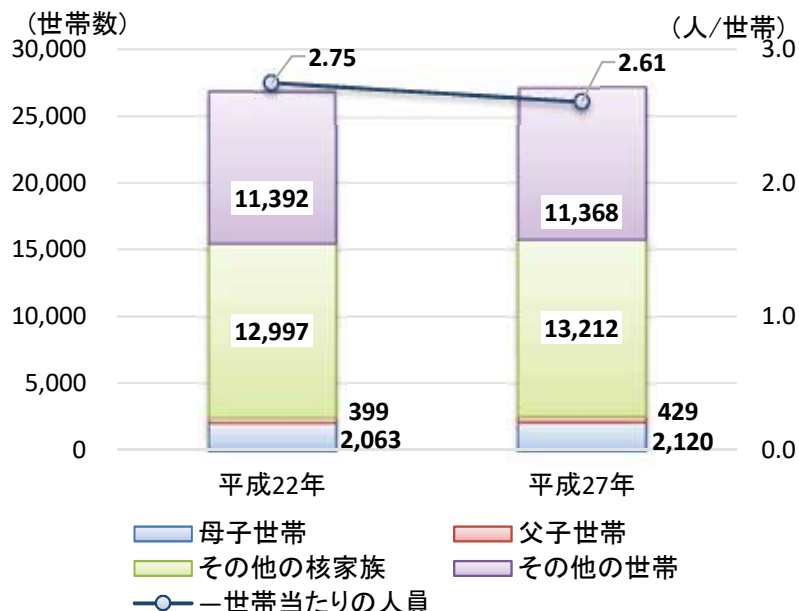


出典：住民基本台帳

(2) 家庭類型別世帯の状況

家族類型別世帯の状況をみると、平成22年から平成27年にかけて核家族世帯が増加しています。世帯人員は減少していることから、世帯の少人数化に伴い、高齢化と高齢者の独居化が進んでいる中で、祖父母等の協力を得ながら家族のみで育児・家庭教育に臨む方策がより難しくなることが考えられます。

■ 家庭類型別世帯数の推移

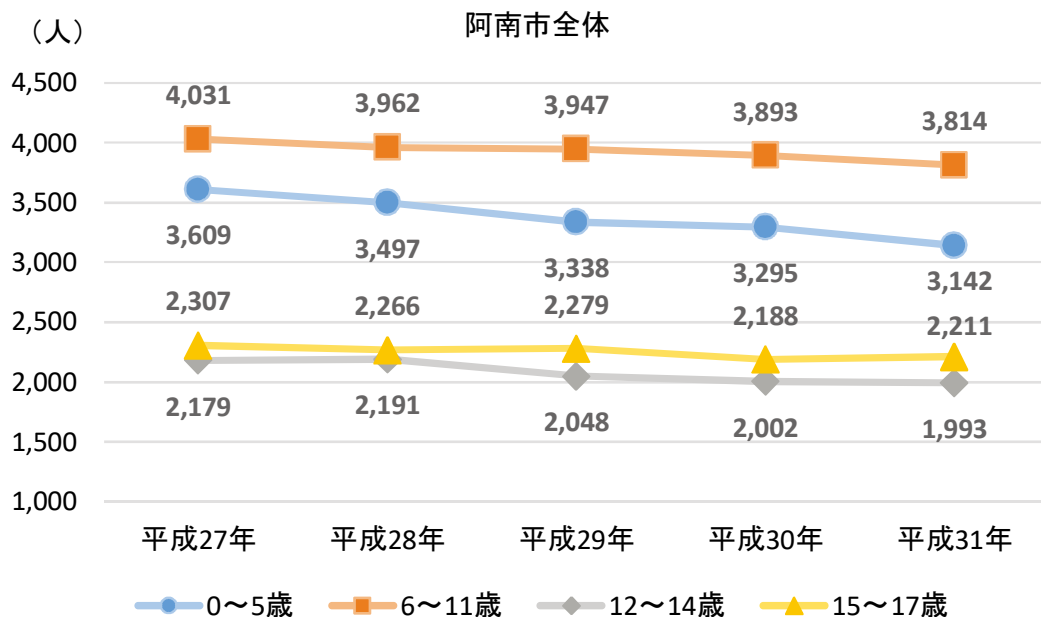


出典：国勢調査

(3) 子どもの人口推移

平成27年から平成31年までの子どもの人数の推移をみると、0～5歳人口は12.9%減、6～11歳人口は5.4%減、12～14歳人口は8.5%減、15～17歳人口は4.2%減と全ての子どもの人口区分で減少傾向にあることを踏まえると、今後も少子化の進行が予測されます。

■ 子どもの人口の推移

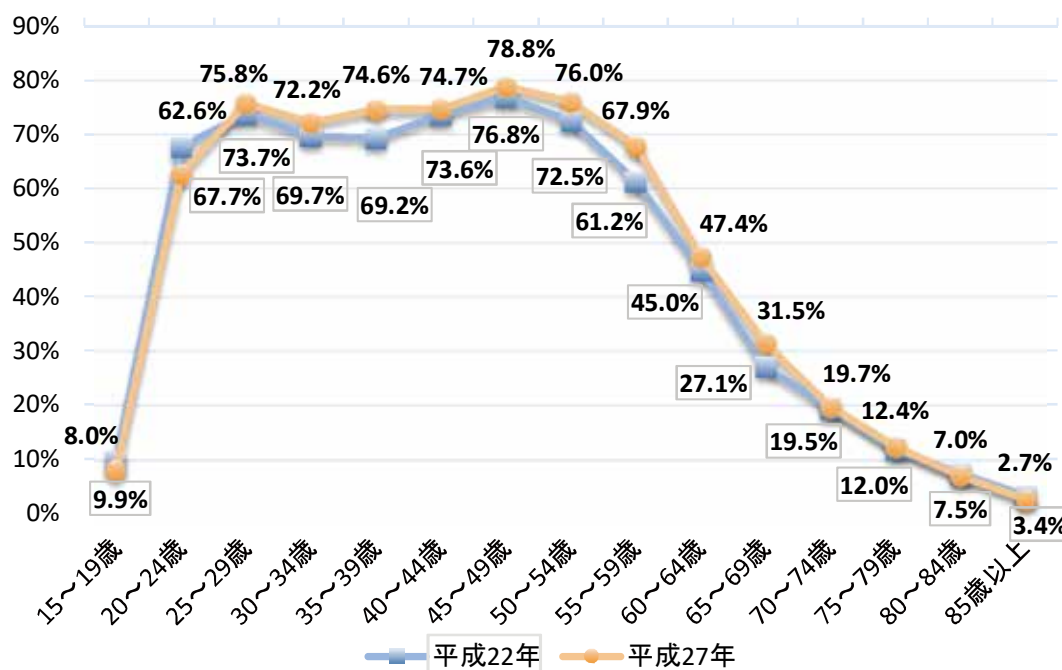


出典：住民基本台帳

(4) 女性の年齢別労働力の推移

平成22年から平成27年の5年間の女性の年齢別労働力の変化についてみると、25歳以上のほぼ全ての年齢で上昇しています。

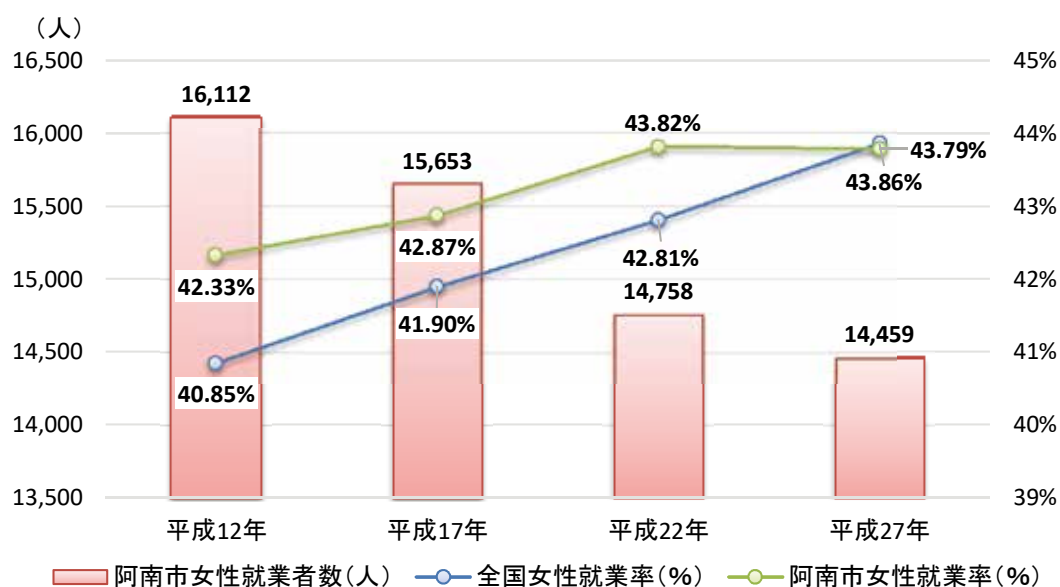
■女性の年齢別労働力の推移



出典：国勢調査

阿南市の女性就業率は、全国平均に比べ、平成22年までは1ポイント程度高くなっており、平成27年は全国平均並みとなっています。また、その就業率の推移は、平成22年まで微増し、その後横ばいとなっています。

■女性就業者数及び女性就業率の経年変化



出典：国勢調査

6 アンケート調査結果

実施した「阿南市教育振興基本計画策定に係るアンケート調査」及び「阿南市小・中学校の再編・統合に係るアンケート調査」の結果を基に、本市の教育振興に関わる現状や課題をまとめると以下のとおりとなります。

◇ 子どもの状況

- ・小学生から中学生になると夢や目標を持つ割合が低くなっています。
- ・同様に生活習慣でも中学生になると意識が低くなっています。

◇ 家庭教育の状況

- ・家庭教育と学校教育は相互に協力し合うことが必要であるとの意識が高いです。
- ・家での勉強時間は、小学生・中学生ともに「1時間以上2時間未満」が多い状況です。
- ・読書の時間は、小学生・中学生ともに「1時間未満」か「0時間（全く読書していない）」が多い状況です。

◇ 学校再編・統合

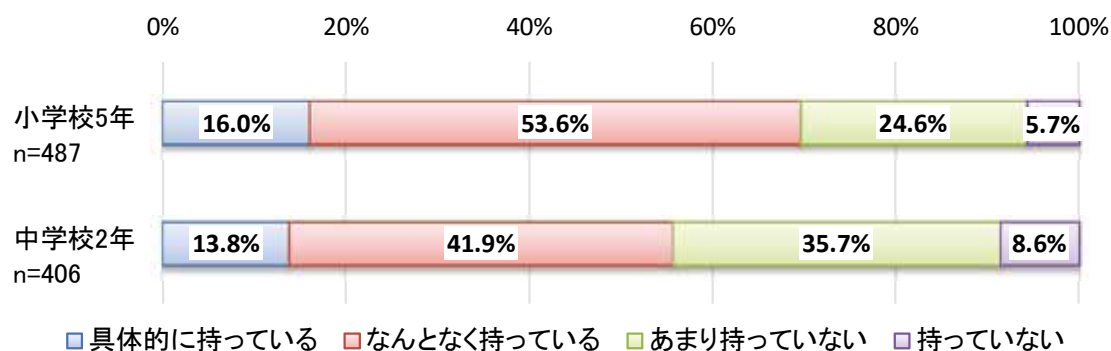
- ・「再編・統合をする必要はない（現状のままでよい）」、「児童・生徒数の少ない学校で再編・統合をするべきである」、「阿南市全体で再編・統合を検討し、現在の小学校区も見直すべきである」と意見が分かれています。

◇ 学校教育に求めること

- ・「学力の向上」「いじめや不登校への対応」「防災・防犯などの安全対策」「体力の向上」が求められています。

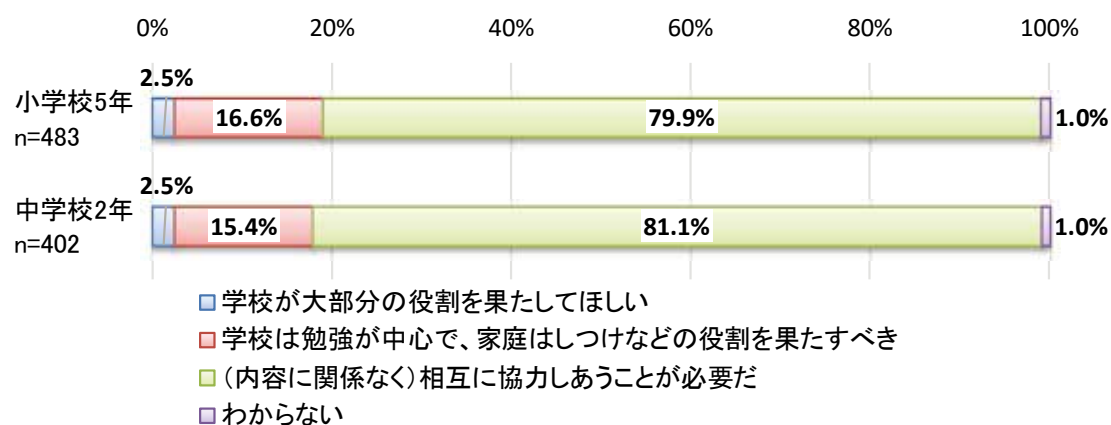
(1) 子どもが将来に夢や目標を持っているか

子どもが自分の将来に夢や目標を持っているかどうかについては、「具体的に持っている」と「なんとなく持っている」の合計が、小学校5年では69.6%、中学校2年では55.7%となっています。小学生より中学生の方が夢や目標を持っている割合が低くなっています。



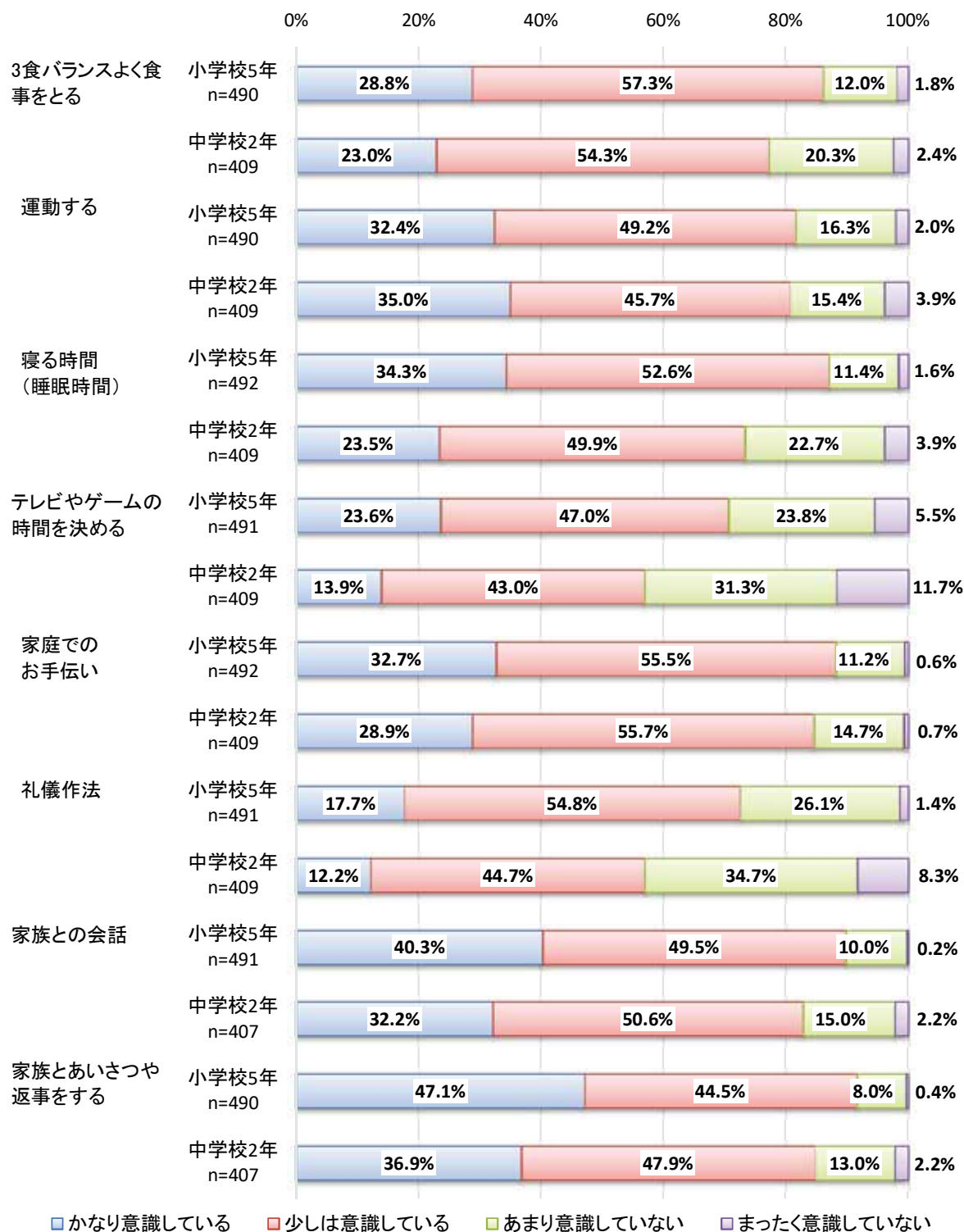
(2) 家庭と学校の役割

子育ての家庭と学校の役割については、「(内容に関係なく) 相互に協力しあうことが必要だ」が、小学校5年では79.9%、中学校2年では81.8%と最も多くなっています。小学校5年、中学校2年とも、「学校が大部分の役割を果たしてほしい」は2.5%と少なくなっています。



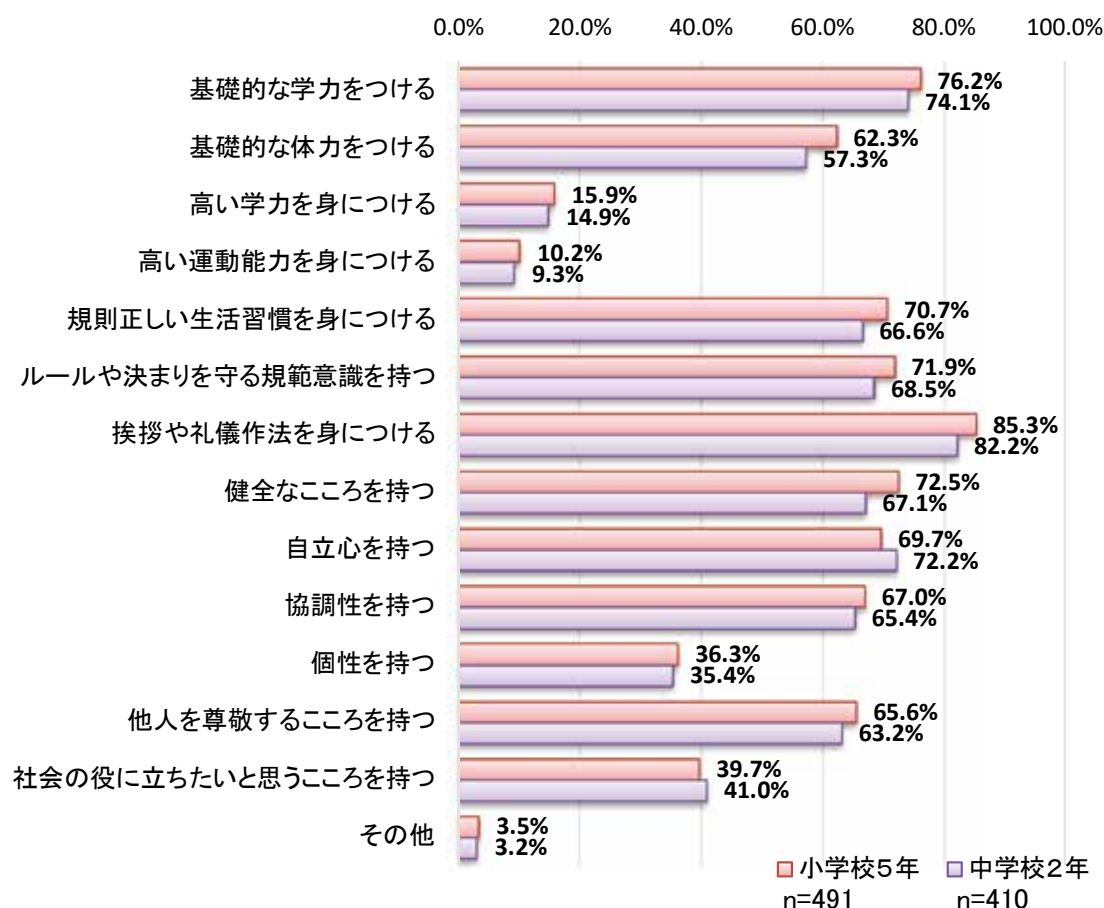
(3) 生活習慣について

生活習慣等において、子どもがどのくらい意識して取り組んでいるかについては、全ての項目で、「かなり意識している」と「少しは意識している」の合計が、小学校5年に比べて、中学校2年は低くなっています。とくに、「寝る時間(睡眠時間)」「テレビやゲームの時間を決める」「礼儀作法」において、小学校5年と中学校2年の差が大きくなっています。



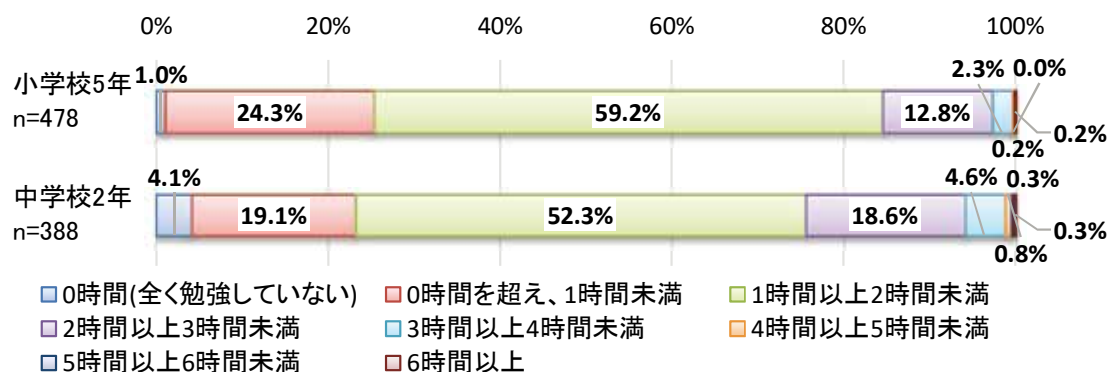
(4) どのようなお子さんになってほしいか

子どもにどのようなようになってほしいかについては、小学校5年では、上位から「挨拶や礼儀作法を身につける」85.3%、「基礎的な学力を身につける」76.2%、「健全なこころを持つ」72.5%となっています。中学校2年では、上位から「挨拶や礼儀作法を身につける」82.2%、「基礎的な学力を身につける」74.1%、「自立心を持つ」72.2%となっています。



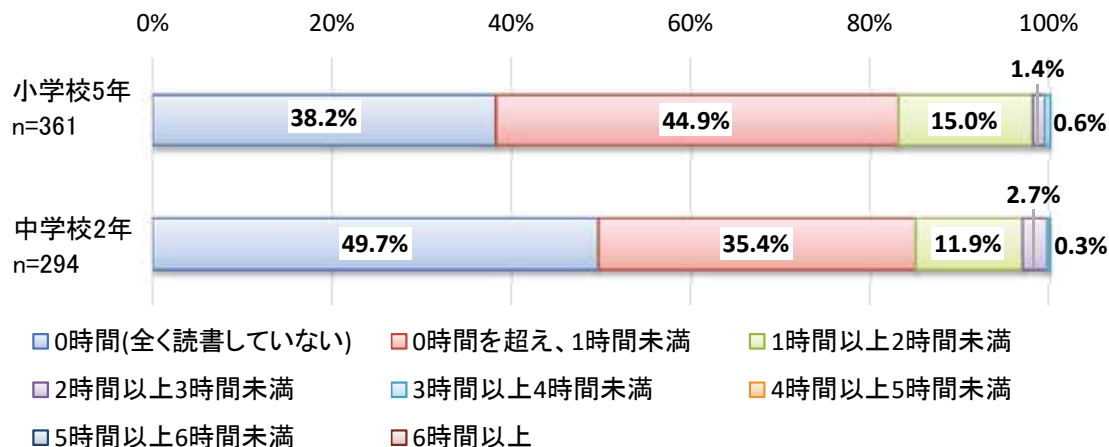
(5) 家・塾での勉強時間

家での勉強時間については、「1時間以上2時間未満」が、小学校5年では59.2%中学校2年では52.3%と最も多くなっており、次いで「0時間を超え、1時間未満」が、小学校5年では24.3%、中学校2年では19.1%となっています。また、中学校2年では、小学校5年よりも2時間以上と回答した割合が高いと同時に、「0時間(全く勉強していない)」の割合も高くなっています。



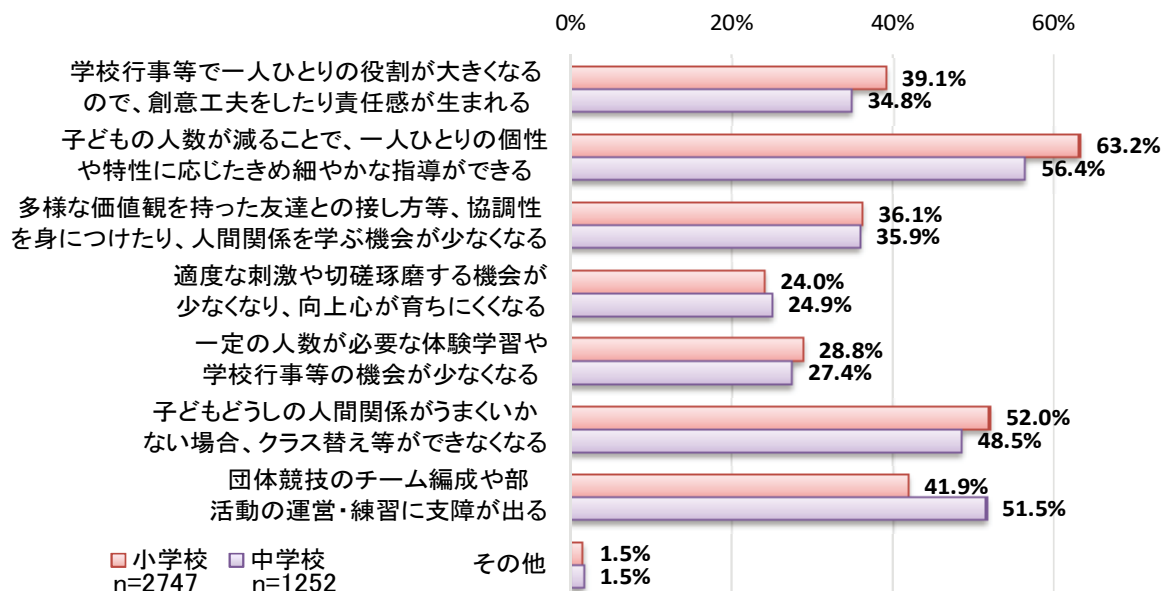
(6) 読書の時間

読書時間については、小学校5年では「0時間を超え、1時間未満」が44.9%と最も多く、次いで「0時間(全く読書していない)」が38.2%となっています。中学校2年では「0時間(全く読書していない)」が49.7%と最も多く、次いで「0時間を超え、1時間未満」が35.4%となっています。中学校2年の「0時間(全く読書していない)」割合が小学校5年よりも高くなっています。



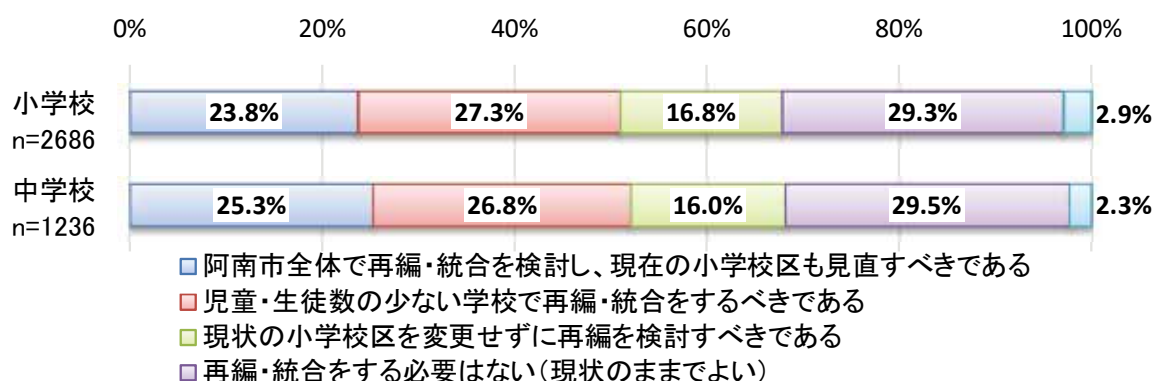
(7) 学級数や1学級当たりの人数の減少による影響

児童数・生徒数減少により考えられる影響については、小学生の保護者では、上位から「子どもの人数が減ることで、一人ひとりの個性や特性に応じたきめ細やかな指導ができる」63.2%、「子どもどうしの人間関係がうまくいかない場合、クラス替え等ができなくなる」52.0%となっています。中学生の保護者では、上位から「子どもの人数が減ることで、一人ひとりの個性や特性に応じたきめ細やかな指導ができる」56.4%、「団体競技のチーム編成や部活動の運営・練習に支障が出る」51.5%となっています。児童数・生徒数の減少により「きめ細やかな指導ができる」といったプラス面を予測する保護者が多くなっています。一方で、小学生の保護者では「子どもどうしの人間関係」、中学生の保護者では「部活動の運営・練習」が最も多い懸念事項となっています。



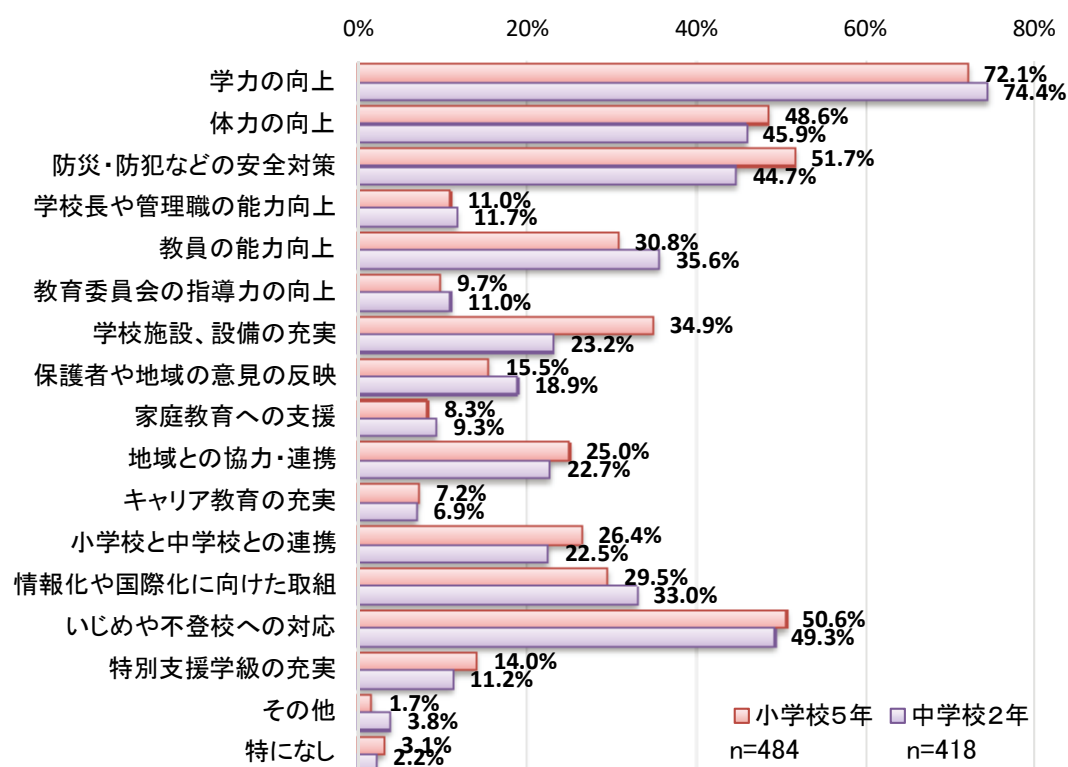
(8) 今後の学校再編・統合について

阿南市全体での学校再編・統合について、どのようにするのが望ましいかは、小学生の保護者では、上位から「再編・統合をする必要はない（現状のままでよい）」29.3%、「児童・生徒数の少ない学校で再編・統合をするべきである」27.3%、「阿南市全体で再編・統合を検討し、現在の小学校区も見直すべきである」23.8%となっています。中学生の保護者では、上位から「再編・統合をする必要はない（現状のままでよい）」29.5%、「児童・生徒数の少ない学校で再編・統合をするべきである」26.8%、「阿南市全体で再編・統合を検討し、現在の小学校区も見直すべきである」25.3%となっています。小学生の保護者、中学生の保護者ともに同じ傾向が見られ、数値的には「再編・統合をする必要はない（現状のままでよい）」が最も多くなっています。



(9) 学校教育で力を入れること

学校教育で力を入れる必要があるものについては、小学校5年では、上位から「学力の向上」72.1%、「防災・防犯などの安全対策」51.7%、「いじめや不登校への対応」50.6%、となっています。中学校2年では、上位から「学力の向上」74.4%、「いじめや不登校への対応」49.3%、「体力の向上」45.9%となっています。



7 阿南市の課題

第2期阿南市教育振興基本計画の進捗状況、「阿南市教育振興基本計画策定に係るアンケート調査」、「阿南市小・中学校の再編・統合に係るアンケート調査」、関係各課における推進施策の実施状況、国等における動向や社会経済環境の変化等を踏まえれば、本市における課題は、次のとおりです。

① 人口減少・少子高齢化社会における教育の対応

少子化の急速な進展により、本市の子どもの数が減少しています。今後も少子化が続くものと見込まれ、小規模な学校（園）が増加する見通しとなっています。

このような現状の中で、教育の質の向上を図るとともに、子どもを学校に安心して預けられる環境を整備していくことが求められています。

本市では、小規模化する学校を存続させ、かつ教育の質を保障する小中一貫教育として、地理的に分散した小・中学校が人的・物的に連携する「チェーンスクール」による取組を進めてきましたが、児童生徒のさらなる減少により、学校の在り方について検討を進める必要があります。再編・統合については、アンケートの結果によれば賛否が分かれる状況にあり、学校の歴史や伝統、さらに地域や保護者の意見を踏まえ、時間をかけて議論を重ねていくことが求められています。

高齢者の増加も見込まれており、高齢者の経験や能力を生かし、地域の教育を支える貴重な人材として活躍いただける場を提供するとともに、生涯学習への関心の高まりに応じた一層の生涯学習機会の充実が求められています。

② 家庭を取り巻く社会変化への対応

少子高齢化、核家族化、共働き家庭の増加等、子どもを取り巻く社会環境は絶えず大きく変化しています。家庭環境に左右されず、学校に通う子どもの学力が保障されるよう、個々に応じた、きめ細かな指導を推進するとともに、家庭教育支援を行うことが求められています。すなわち、地域から孤立しがちな家庭や不安定雇用に起因する貧困家庭が増加すると見込まれている中、貧困家庭やひとり親世帯に対する経済的支援の充実と、進学・就職へ向けた相談・指導・支援体制の充実が求められています。

③ 学校・家庭・地域の連携した教育の取組への対応

家庭での学習習慣や読書習慣の定着、正しい生活習慣の定着、道徳心や公共心^{かん}の涵養に向けた学校と家庭の連携の強化による取組の充実が求められています。

本市の子どもは、家庭学習の時間が短い傾向が見られ、子どもの学力向上に向けては、学校・家庭・地域の支援・協力が求められています。基礎的な学力を身に付けることや、子どもが自ら考え主体的に判断する学習が求められる一方、塾や習い事に通わせる家庭も多く、教育への関心も高いことから、より一層の学力向上に向けた取組が求められます。

また、自然体験・生活体験等、子どもたちの学びを支える体験が不足し、人や社会と関わる力が低下していると言われています。アンケートでは、小・中学校教育において、様々な体験活動の充実を望む結果が表れています。

学校・家庭・地域が連携・協働する中で未来を担う人材を育成し、自立した地域社会の基盤の構築を図る「学校を核とした地域づくり」を目的として、保護者や地域住民等から構成される学校運営協議会を設置した学校「コミュニティスクール」の運営が求められています。

本市の特徴ある自然環境、歴史・文化を学ぶことで郷土への関心と郷土を大切に思う心の醸成を図る取組が必要です。また、本市は産業に特徴があり、世界トップ企業をはじめとする企業の集積、阿南市次世代エネルギーパークの指定を受けているエネルギー産業等があります。こうした特徴ある産業も郷土教育には欠かせません。高等教育機関は阿南工業高等専門学校等があります。地域の高等教育機関との連携による学習の充実や地域企業等の力を活用したキャリア教育・職業教育・ものづくり教育等実践的な教育の推進が求められています。

成年年齢引き下げを見据え、消費者トラブルや悪質商法の被害に巻き込まれないための知識や合理的な意思決定ができる力を身に付けるとともに、人や社会・環境に配慮した商品を購入するという、持続可能な社会の実現に向けた「エシカル（倫理的）消費」を学ぶ消費者教育の実践が求められています。

④ 多様性を育む教育への対応

障がい者等が積極的に参加・貢献していく共生社会の実現に向けて、一人ひとりの多様性を尊重し、個人の能力を最大限に伸ばすとともに、各人の実情に応じた社会参加を目的として、障がいの有無に関わりなく共に学ぶインクルーシブ教育の推進が求められています。そのためにも、特別な支援を必要とする児童生徒のみならず、全ての児童生徒に対して一人ひとりに適した教育環境を提供する教育の充実を図るとともに、その考え方を学校全体に広げることが求められています。

共生社会に対応し、一人ひとりのニーズに即した指導・支援を行うために、全ての教職員を対象として、特別支援教育の専門性の向上を目的とした教職員研修の充実を図ることも大切です。

あわせて、働くことの意義や尊さを理解し、将来の夢や希望・目標を持つとともに、学ぶ意欲を高め、職業人として自分の進路を自分で決めていく力を養うためのキャリア教育の推進が求められています。

⑤ 生涯にわたる学びへの対応

各種情報の多様化が加速し、高齢化も進行する長寿社会においては、人々が欲する知識や技能の習得、生きがいのある心豊かな生活等に資するため、年齢や性別等に関係なく生涯にわたる学びをより一層推進させることが求められています。

そのためには、市民の多様なニーズに応じた学びの機会の提供や学び直しを可能とする生涯学習環境を整備することが重要となります。

また、公民館、図書館等の社会教育施設においては、より多くの市民が利用し学習するための機能の充実が期待されるところであり、あわせて、その施設を利用した市民の学びが興味や関心に基づく個人的な学習活動にとどまるだけでなく、住民参加による地域課題の解決や豊かなまちづくりへとつながっていくことも求められています。

⑥ 健康・運動・スポーツのニーズへの対応

人々のライフスタイルが多様化していることにより、子どもの健康状態の悪化や食生活の乱れ等が懸念されています。また、運動に親しむ子とそうでない子との間に、運動習慣や体力に大きな差が生じています。そのため、子どもや保護者に対して、生活習慣病に対する正しい理解の促進を図り、日常生活の中で栄養バランスの乱れや運動不足等の改善を図っていくことが課題となっています。

また、未就学児を対象に幼児体操の推奨や運動遊びの実施、運動習慣のない子どもに対する支援等が求められています。健康志向の高まりにより、低年齢層から高齢者までが運動・スポーツに親しめる切れ目のない取組を進め、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、スポーツを通じた人や地域間の交流促進等、運動やスポーツを行うことによる様々な機会の確保が求められています。

⑦ 人権教育への対応

社会の変化や多様化が進む中で、子どもを取り巻く環境が大きく変化し、不登校児童生徒の増加やいじめ等の顕在化といった状況が見られます。いじめ問題の解決に向けては、児童生徒の日常生活や人間関係を詳細に把握する中で、できる限り早期発見・早期対応に努めることが大原則となります。そのためにも、常に教職員総体で組織的に対応するとともに、家庭地域・関係機関との連携を密にしながら取り組んでいくことが求められています。

全ての市民が自分らしく生き、個性と能力を十分に発揮できるよう、人権教育や啓発活動を進めるとともに、国際理解の推進や男女共同参画社会づくりに努めることが必要です。あわせて、自他を尊重し、互いに尊敬する心を育て、一人ひとりの多様性を認め合うとともに、様々な人権問題を自分のこととして捉える意識を醸成することが求められています。

また、自己の確立を図ることにより他者の尊厳を重んじる態度を育み、社会の問題を自分自身の問題として捉えることができるよう、より一層子どもと地域社会との関わりを広げる取組が求められています。

⑧ 国際化、SDGsへの対応

国際的な視野に立って判断・行動できる児童生徒の育成に向け、グローバル教育を推進するとともに、外国語によるコミュニケーション力を深めることにより、異文化理解を促進し、グローバル人材を育成していくことが求められています。その一方で、グローバルな視点でものごとを考え、必要に応じてローカルな視点で行動する、双方の視点を兼ね備えたグローバルな視点を持つ人材の育成も重要です。

未来を担う子どもたちが国際社会の一員として活躍できるよう、2030年（令和12年）に向けた国際社会全体の行動計画で設定されたSDGs（持続可能な開発目標）を実現すべく、持続可能な未来社会の創造に向け、SDGsとの関係性を意識した教育活動を進めることが求められています。教育現場では、各学校の活動をESD（持続可能な開発のための教育）の視点で捉え直したカリキュラムのもと、授業の改善と学校や地域の関係性の強化に取り組むことが求められています。

⑨ 高度情報化社会への対応

超スマート社会（Society5.0）の実現に向けて人工知能やビッグデータの活用等の技術革新が急速に進んでいます。こうした社会の転換期を乗り越え、人生を逞しく生き抜くために人々が必要な力を身につけ、あらゆる分野で活躍できる社会を築くために、教育の果たす役割はますます増大しています。ICT（情報通信技術）を使いこなす力だけでなく、一人ひとりの個性を生かし、様々な人々と協働しながら、その人ならではの感性や創造性を発揮しつつ、新しい価値を創造する力を育むことが重要となります。

そうした社会への対応として、プログラミング教育の必修化に伴い、各学校の実態・実情等に即した体制の整備が求められています。

学校現場では、児童生徒が主体的・協働的で、インタラクティブ（双方向性）かつ効率的な授業づくりのために、授業の質的向上と幅を広げるICTを活用した教育の推進が重要です。

インターネット社会の中で、情報通信機器を介した子ども同士のコミュニケーションの在りようが変容し、大人の目の届かない所で、人間関係のもつれや、いじめ、事件・事故等に巻き込まれる問題が指摘されています。このため、子どもたちが情報通信機器を適切に使用する能力を養うとともに、情報通信機器を使用するうえでの有用性と危険性を学び取り、学校・家庭・地域における情報モラル教育を推進する必要があります。

⑩ 教育環境の整備・充実への対応

本市の学校施設の多くは、昭和40年代から50年代に建設され、全体の約6割が築30年以上を経過し、老朽化が進んでいます。このため、建物の内外部を改修する大規模改造等に取り組んでいますが、雨漏りや設備機器の故障等の緊急修繕が増加傾向にあることから、計画的かつ効率的に施設整備を進めていく必要があります。

また、新学習指導要領等に基づく多様な学習内容や形態に対応した施設整備に加え、普通教室やトイレ等の子どもたちの学習空間の快適化、環境負荷の低減等の様々な配慮が学校施設には求められています。

第3章 基本構想

Ⅰ 教育理念

認めあい 支えあい 未来につなぐ 学びの和

本市では、郷土に誇りを持つ市民を育むことをめざして、平成22年度から「共に生き、豊かな心で個性輝く人づくり」を教育理念として掲げ、市の豊かな自然や環境を生かしつつ、地域に開かれ、かつ家庭や地域社会から信頼される教育の推進に取り組んできました。

一方、少子高齢化や高度情報化の進展をはじめ、グローバル化や価値観の多様化等、社会の変化が急速に進む中で、従来になかった新たな視点を持つことが求められています。未来を担う子どもたちが豊かな人間性を身につける中で変化を前向きに受け止め、持続可能な社会の担い手として、たくましく生き抜く力を身に付けていくことが一層重要となっています。

本教育理念は、全ての人々が一人ひとりの違いや多様性を認めあい、互いに支えあいながら、未来社会に向けて、「本人」「家庭」「地域」「学校（園）」「教育委員会」による学びの和（＝教育コミュニティ）を形成していくことの重要性をうたっています。そうした人々の和やつながりを広げ深めていくことを通して、地域社会全体が夢、希望や誇りを持ち、共に学び続け、子どもから大人まで切れ目のない成長をめざすことで、活力と魅力あるまちづくりを実現していこうとする願いを込めています。

2 教育方針

1 生涯学習

「学びの和を通して生涯活躍できる力を地域と共に育む教育の推進」

人が生涯を通して学び続け、社会で活躍できる力を育むには、それぞれの地域コミュニティにおいて、家庭、学校、地域、関係機関等のつながりを軸とした世代間交流を広げていくことが大切です。人と人とがつながりを深め、活動を通して互いに学びあい、交流しあうことにより、地域で子どもの健やかな成長を支えることが可能となり、生涯学習の活性化や伝統文化の継承等を図ることができます。そうした成果を生かしながら、地域から学びの和が広がる生涯学習を推進していきます。

2 学校教育

「生きる力を育み、一人ひとりが輝く学校教育の推進」

豊かな未来社会を築くために、一人ひとりが自分の可能性を信じ、夢や希望に向かって挑戦し続けることが大切です。あわせて、各人が目標に向かって自己実現を図り、それぞれの個性や能力を最大限に発揮していける教育を創造していくことが求められます。そのために、学校教育において、生きる力（「確かな学力」「豊かな心」「健やかな身体」）をバランスよく育むとともに、本市の持つ地域の宝を活かした教育の取組や地域の産業や高等教育機関との連携強化による生きたキャリア教育等から郷土への理解と誇りを醸成し、一人ひとりが持てる力を発揮しながら最大限に輝いていける学校教育を推進していきます。

3 人権教育

「互いの人権を尊重し、心豊かに安心して暮らせるまちづくりの推進」

本市における人権教育は、「阿南市人権施策基本方針」のもと、同和問題を重要な柱としながら、あらゆる人権問題の解決に向けて取り組んできました。人権教育は、相手の立場に立って考え、行動できる人づくりをめざすことを通して、自他を尊重する心を養う教育であり、自分自身の幸せづくりにもつながる教育です。今後は、市民一人ひとりが互いの人権を尊重し、誰もが心豊かに安心して暮らせる人権尊重の社会づくりを進めていきます。

4 スポーツ振興

「個性豊かで活力に満ちた生涯スポーツの振興」

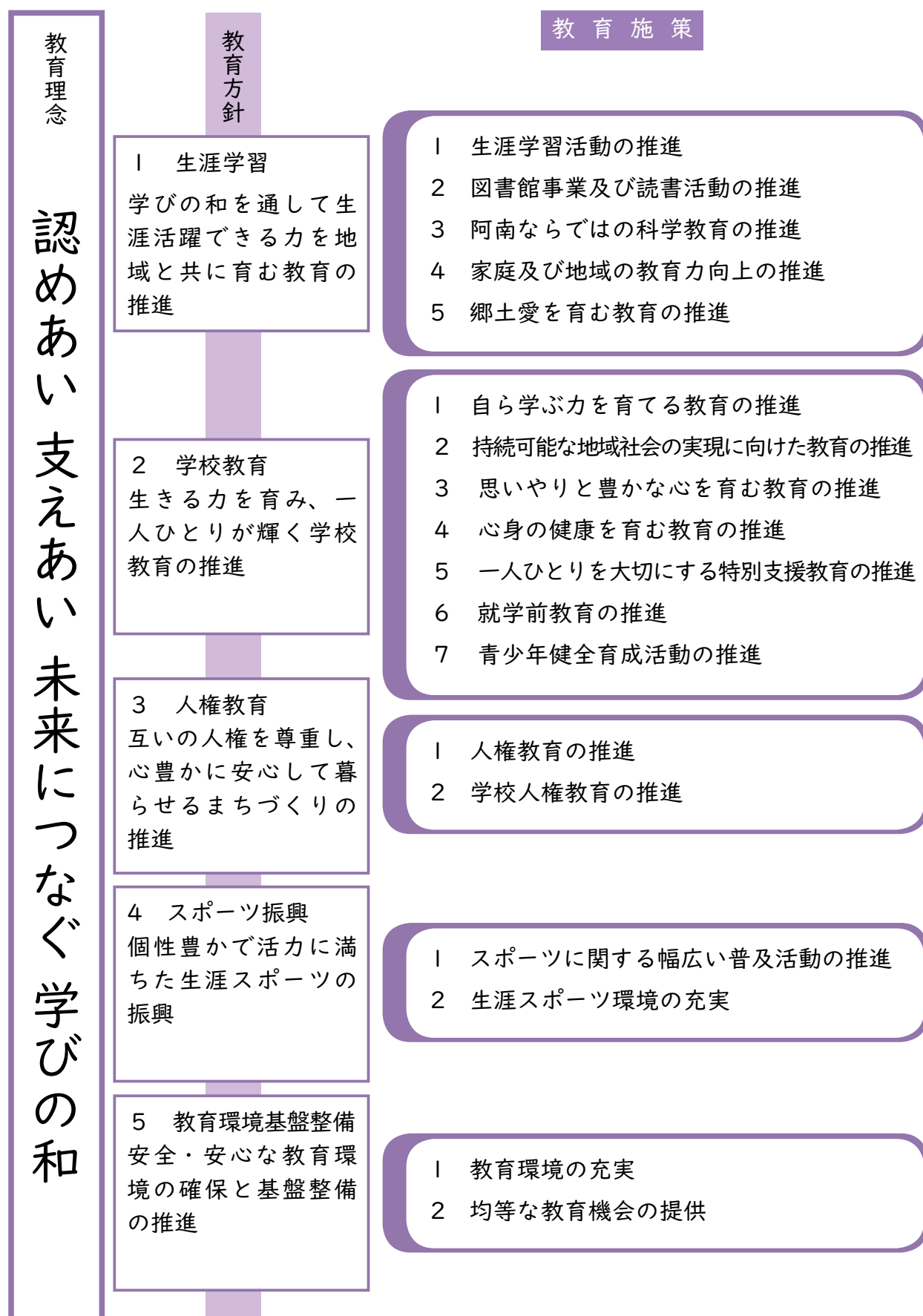
スポーツには、集団の中で各人が個性を発揮し、自己実現を可能にする要素と、見る人に感動や楽しみ、活力を与える二つの要素があります。今後は、市民の健康づくりや交流を目的として、市民の誰もが体力・年齢・技術・興味・目的に応じて「いつでも、だれでも、どこでも、いつまでも」スポーツに親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現をめざしていきます。

5 教育環境基盤整備

「安全・安心な教育環境の確保と基盤整備の推進」

現状では、老朽化する公共施設等に係る建て替えや改修等の更新費用の増加が見込まれる一方、人口減少による税収の減少等、様々な課題に対応していくことが求められています。そのため、教育委員会が所管する公共施設等について、長期的な視野に立って更新、統廃合、長寿命化等を計画的に実施しながら、教育環境の基盤整備を進めていきます。

3 基本構想の構成体系



第4章 基本計画

方針Ⅰ 生涯学習

「学びの和を通して生涯活躍できる力を地域と共に育む教育の推進」

教育施策	Ⅰ 生涯学習活動の推進
SDGsの目標分類	  
主な推進施策	① 公民館活動の推進 ② 学習情報の提供拡充 ③ 市民参加による生涯学習機会の推進
教育施策	Ⅱ 図書館事業及び読書活動の推進
SDGsの目標分類	  
主な推進施策	① 図書利用の推進 ② 読書活動の推進
教育施策	Ⅲ 阿南ならではの科学教育の推進
SDGsの目標分類	   
主な推進施策	① 時代に即した企画事業の強化 ② センター理科学習の拡充 ③ 天文教育関連事業の充実 ④ ネットワークの確立、運営体制の強化 ⑤ 広報、科学情報の提供 ⑥ 教員の理科研修、学校支援の充実
教育施策	Ⅳ 家庭及び地域の教育力向上の推進
SDGsの目標分類	 
主な推進施策	① 体験学習機会の拡充 ② 放課後児童健全育成事業の推進
教育施策	Ⅴ 郷土愛を育む教育の推進
SDGsの目標分類	  
主な推進施策	① 伝統芸能の継承活動の支援の推進 ② 文化財などの保存・活用と情報発信の推進 ③ 郷土が生んだ先覚者たちの顕彰と啓発の推進 ④ 阿南ならではの生物多様性を活かした環境教育の推進

Ⅰ 生涯学習活動の推進

長寿化社会の中で、子どもから高齢者までのあらゆる市民が、地域社会の中で豊かな人生を送るため、様々な学びや体験、共に学び合い交流する機会の充実が求められています。

また、市民が求める生涯学習の内容は、多様化するライフスタイルに応じて、そのニーズも多様化しており、幼年期から高齢期までのそれぞれのライフステージに応じた学習活動を支援し、市民一人ひとりの意欲・意識の醸成を図ることが求められています。

【施策方針】



知識基盤社会の進展を見据え、あらゆる世代が生涯を通じて能力を高め、生きがいを見出し、主体的な学習意欲を持つよう、時流に適応する環境整備とリーダーの育成を中心とした生涯学習活動の活性化に取り組みます。

また、これまで以上に市民ニーズの反映に努めつつ、人的ネットワーク・施設間ネットワーク・関係機関ネットワークをより活用し、市民の主体的な学習活動を支援する体制の強化に取り組みます。

【主な推進施策】

① 公民館活動の推進

- ☆ 住民のニーズや地域の実情に応じた講座・教室の提供とサークル活動の支援を図ります。
- ☆ 公民館が地域コミュニティにおける学びの拠点として地域の問題解決に向けた取組を進めることができるよう、利用者である地域住民の意向を取り入れた公民館運営に努めます。

② 学習情報の提供拡充

- ☆ 公民館報やホームページを活用して、公民館活動に関する情報の提供に努めます。

③ 市民参加による生涯学習機会の推進

- ☆ 一人ひとりの生きがいづくりや地域に貢献できる人づくりを進めるため、市民ニーズを反映した成人大学講座や生涯学習推進大会等、生涯学び続ける機会の提供に努めます。

2 図書館事業及び読書活動の推進

教育振興に関するアンケート調査によると、小・中学生の読書時間が1日当たり1時間未満と少ない状況です。生涯にわたる読書活動の推進のためにも、幼少期から本に親しみ読書を楽しむことができる環境づくりに努め、読書意欲の醸成を図ることが求められています。

【施策方針】



教養、調査研究、レクリエーション等に寄与し、人生を豊かにする読書活動の推進をめざして、情報拠点としての図書館の機能やサービスの充実を図ります。

【主な推進施策】

① 図書利用の推進

☆ 図書及び図書館サービス（貸出サービス、レファレンスサービス等）の充実を図り、図書利用の推進に努めます。

② 読書活動の推進

☆ ボランティア団体等の協力を頂きながらブックスタート事業、読み聞かせ事業その他のイベント等を継続的に実施し、乳幼児期から本に親しむ習慣と環境づくりを推進します。

☆ 保育所、こどもセンター、学校、放課後児童クラブ、公民館その他への図書の団体貸出し、読書振興団体等との連携によって幅広い世代の読書活動の支援に努めます。



赤ちゃんのためのおはなし会「ぴよちゃんくらぶ」の活動

3 阿南ならではの科学教育の推進

技術革新の進展により、今後10年から20年の間に、相当規模の労働人口が果たしている役割が技術的にはAIやロボット等により代替できるようになると指摘されています。こうした社会の実現が近くなることに鑑みれば、ますます科学教育が重要になってきます。

児童生徒が、科学技術や理科・数学、ものづくりに対する関心・素養を高める取組を進めるとともに、理数分野等で突出した意欲・能力を有する児童生徒の能力を伸ばすための機会の拡充が求められています。

【施策方針】



全国でも稀にみる施設を持つ強みを生かし、未来を担う地域の児童生徒に科学を通して夢と希望を与え、豊かな知性と創造力を育むとともに、市民の幅広い関心や学習活動に適した科学センター事業の充実を図ります。

【主な推進施策】

① 時代に即した企画事業の強化

☆ 市民の科学への関心を一層高めるため、市民のニーズ等を把握しながらイベント等の取捨選択を進め、人気の高いものは複数回実施するなどして、科学の不思議さや楽しさを体験できる機会の充実を図ります。



幼児・小学校低学年向け科学工作
(かんたん！わくわく工作)



おもしろ科学実験

② センター理科学習の拡充

☆ 全国的に見ても阿南市のほか、島根県出雲市、栃木県真岡市の3自治体しか実施していないセンター理科学習事業において、より効果的な授業を展開できるように、各指導員がスキルアップを図り、授業の質の向上をめざします。また、中学校に向けた拡充を視野に入れた事業として発展できるように努めます。



左・下／小学校3年生から6年生を対象としたセンター理科学習での授業



③ 天文教育関連事業の充実

☆ 四国一の大きさを誇る科学センターの天体望遠鏡を最大限活用し、定期観望会や特別観望会の質の向上に取り組み、市民から喜ばれ、市民の自然科学への理解を深める天文イベントを実施します。



口径113cmの大型望遠鏡を使った天体観望会

④ ネットワークの確立、運営体制の強化

☆ 理科学習活動や企画事業を通じて構築した地域の小・中学校、高等学校との友好関係をはじめ、教育関係者・企業・研究機関・理科教員OB等による地域ネットワークをより発展させて、地域の科学教育の振興を図ります。現在連携している JAXA（宇宙航空研究開発機構）に加え、国立天文台とも連携ができるよう、さらなるネットワークの構築に努めます。

⑤ 広報、科学情報の提供

☆ できるだけ迅速にホームページの更新やチラシ印刷等を行い、国際天文台コードを取得している科学センターの強みを生かし最新の科学情報の収集と発信に取り組めます。また、これまでの事業に加えて、地元ケーブルテレビ、新聞社等、各マスコミとも協力して、さらなる情報提供に努めます。

⑥ 教員の理科研修、学校支援の充実

☆ 科学センターと学校との連携をさらに密にし、平成 24 年 1 月に JAXA との間で締結した宇宙教育協定に基づく連携授業及び保有する教材教具・備品の貸し出しや指導相談等を継続事業として実施し、市内小・中学校に向けて科学センターとしてできる限りの支援を行います。



教員のスキルアップを目的とした
教員研修



JAXA との連携授業

4 家庭及び地域の教育力向上の推進

家庭教育は、子どもの健全な成長や人格の形成にとって大変重要な役割を担っています。その一方で、核家族化や地縁関係の希薄化等、社会環境の変化により、家庭における教育力が低下していることが懸念されています。また、運動、読書、勉強、食事、睡眠等の良好な生活習慣の定着化を図ることも大切な要素です。

これらのことは、個々の家庭の問題として見過ごすのではなく、社会全体の問題として捉え、地域・学校と連携する中で、保護者に対して子育てや家庭教育を学習する機会の拡充を図るほか、子どもの規則正しい生活習慣づくりに向けた啓発の拡充が求められています。

【施策方針】

4 質の高い教育をみんなに 10 人や国の不平等をなくそう



子どもたちの健やかな成長のために、最も基盤となる家庭教育の役割を常に示しつつ、関係機関がより一層連携し、核家族化が進む本市における家庭教育の支援体制の充実を図ります。

【主な推進施策】

① 体験学習機会の拡充

☆ 子どもたちに放課後や週末等の機会に多様な学びや体験活動、地域住民との交流等普段学校では体験できない学びの機会を提供します。

② 放課後児童健全育成事業の推進

☆ 放課後の安全・安心な子どもの居場所となる放課後児童クラブや児童館において地域の大人との交流活動を支援し、子どもの健全な育成を図ります。

☆ 指導員の資質能力の向上を図るとともに、障がいのある子どもが参加しやすくなる環境づくりに努めます。



子ども英語教室

5 郷土愛を育む教育の推進

阿南市の特徴ある自然環境や地域の歴史・文化を学ぶことで、郷土への関心と郷土を大切に思う心の醸成を図ることが求められています。

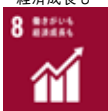
また、児童生徒が、地域の伝統芸能に親しみ、伝統文化の素晴らしさに触れる機会を増やすとともに、伝統芸能を地域で保存・継承する活動を担う若い世代を増やし、次世代へ継承する担い手を育成することが求められています。

【施策方針】

4 質の高い教育をみんなに



8 働きがいも経済成長も



10 人や国の不平等をなくそう



市民一人ひとりが「ふるさと阿南」への誇りを持ち、郷土を愛する心を醸成するため、地域資源を活かした多様な体験・交流活動の機会を創出します。

本市の地域の財産である阿波人形浄瑠璃や獅子舞等の伝統文化を継承していきます。

【主な推進施策】

① 伝統芸能の継承活動の支援

☆ 国指定民俗無形文化財である阿波人形浄瑠璃や市指定無形民俗文化財である獅子舞等、本市域内における伝統芸能の継承発展を図るために必要な支援に取り組めます。



地元の獅子舞保存会による公演



現存する人形座では、日本で最も古い（1805年～）といわれる中村園太夫座



地元芸能大会での
新野中学校民芸部の公演

② 文化財などの保存・活用と情報発信の推進

☆ 国指定史跡の若杉山辰砂採掘遺跡、阿波遍路道の文化財及び阿波公方、阿波水軍等の本市の誇る文化遺跡の保存と活用を図り、その魅力に児童生徒が学ぶ機会の充実に努めます。また様々なツールを活用して情報発信に努めます。



「若杉山辰砂採掘遺跡」採掘坑跡坑内内部



阿波公方墓所



若杉山辰砂採掘遺跡のフィールドワーク



足利義冬坐像



阿波水軍森甚五兵衛家歴代の墓



阿波遍路（かも道）

③ 郷土が生んだ先覚者たちの顕彰と啓発の推進

☆ 郵便はがきを発明した青江秀、日本の電気学の祖、橋本宗吉、夭折の天才作家、北條民雄等の本市出身の先覚者たちの功績等を学校教育及び社会教育において学ぶための取組を支援するとともに、顕彰事業及び啓発事業の充実を図ります。



郷土先覚（阿南市名誉市民紅露みつ氏）
による授業（桑野小学校）

④ 阿南ならではの生物多様性を活かした環境教育の推進

☆ 「こどもエコクラブ事業」として、阿南市の豊かな生きものの学習や現地見学、市内の企業訪問を通じて地球温暖化対策等の環境学習を行い、子どもたちの環境啓発事業に取り組みます。



こどもエコクラブ事業での環境学習
（省エネCO₂モデル庁舎について学習）



企業にて、地球温暖化対策の重要性や
LEDの省エネ効果等について学習

方針2 学校教育

「生きる力を育み、一人ひとりが輝く学校教育の推進」

教育施策	1 自ら学ぶ力を育てる教育の推進
SDGsの目標分類	     
主な推進施策	① 確かな学びを育む教育の推進 ② 家庭学習習慣の定着の促進 ③ 読書習慣の形成の促進 ④ ICTを活用した教員の指導力の向上と働き方改革の推進 ⑤ 家庭・地域との連携と情報発信の推進 ⑥ 外国人講師の配置の推進 ⑦ 外国語指導体制の強化 ⑧ 消費者教育の推進

教育施策	2 持続可能な地域社会の実現に向けた教育の推進
SDGsの目標分類	  
主な推進施策	① キャリア教育の推進 ② 阿南高専等との連携によるつながり教育の推進 ③ 地域企業との連携による早期職業観の醸成

教育施策	3 思いやりと豊かな心を育む教育の推進
SDGsの目標分類	 
主な推進施策	① 道徳教育の推進 ② 生命の尊重といじめの防止

教育施策	4 心身の健康を育む教育の推進
SDGsの目標分類	    
主な推進施策	① 児童生徒の健康観の確立 ② 児童生徒の体力と運動技能の向上 ③ 防災・安全教育の推進 ④ 地場産物を活用した献立作成の推進 ⑤ 学校給食を活用した食育の推進 ⑥ 適切な学校給食の提供

教育施策	5 一人ひとりを大切にする特別支援教育の推進
SDGsの目標分類	 
主な推進施策	① 教育支援の充実 ② 通級指導教室の充実 ③ 指導体制の連携の強化 ④ 教職員の資質能力の向上 ⑤ 早期対応と継続的な指導の推進 ⑥ 適応指導教室の充実 ⑦ 障がい（児）者との共生社会の実現に向けた取組の推進

教育施策	6 就学前教育の推進
SDGsの目標分類	 
主な推進施策	① 就学前教育の充実とこども園への円滑な移行の推進 ② 子育て支援施策の充実と子どもたちの豊かな心の育成

教育施策	7 青少年健全育成活動の推進
SDGsの目標分類	 
主な推進施策	① 安心安全な環境づくりの推進 ② 健全育成のための環境浄化活動の推進 ③ 相談活動の充実 ④ 健全育成のための啓発活動の推進

1 自ら学ぶ力を育てる教育の推進

情報化やグローバル化といった社会の変化が進む中、子どもたち一人ひとりがこれからの社会で生き抜くためには、知識の質を高め確かな学力を身に付けることが必要です。

育成すべき資質能力の三つの柱「知識・技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を育成するために、主体的・対話的で深い学びの視点から授業改善を図っていくことが重要です。さらに家庭・地域と連携を図り、郷土阿南の教育的資源を活用した学習内容を取り入れるとともに、個性を発揮し、これからの社会を生き抜く力を身につける教育の推進が求められています。

【施策方針】



市民の学校に対する強い期待に応えるため、児童生徒の学習意欲をより一層高める指導に努めつつ、家庭・地域と連携した計画的な学習体系により、基礎的・基本的な知識・技能の定着と思考力・判断力・表現力の育成に取り組めます。

自然・産業・歴史等の阿南の強みを積極的に活用し、一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた資質能力の向上や、勤労観・職業観の育成に取り組めます。

人生を輝かせるために必要な力の基礎を養うため、指導体制と環境整備を確立し、情報教育と国際理解教育の一層の推進を図ります。

【主な推進施策】

① 確かな学びを育む教育の推進

- ☆ 未来社会の作り手となるために必要な資質能力を育むため、「主体的・対話的で深い学び」の視点に立った授業改善を推進するとともに、デジタル教科書の整備・活用を図るなど、全ての児童生徒にとってわかりやすい授業づくりに努めます。
- ☆ 高速大容量の校内通信ネットワーク及び１人１台端末など、ＩＣＴ環境を整備し、各教科等におけるＩＣＴ機器を活用した学習活動やプログラミング教育等を充実させることにより、情報活用能力の育成を図ります。
- ☆ 各校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うとともに、地域人材の積極的な活用を図ります。
- ☆ 各校において学力向上実行プランの作成及び有効活用に努めます。



プログラミング教育



級友と意見を交わし合う（対話的な学び）



3年生が2年生へ絵本の読み聞かせ

② 家庭学習習慣の定着の促進

- ☆ 児童生徒の実態に応じ、「家庭学習の手引き」等の見直し・更新を行います。
- ☆ 「家庭学習の友」の活用法等について、効果的な事例等の周知を図ります。
- ☆ 家庭学習に取り組みやすくするため、授業の内容と関連した家庭学習課題の提供や放課後・長期休業日中の補充学習・質問教室等の実施に努めます。

③ 読書習慣の形成の促進

- ☆ 学校図書館サポーターの配置により、ブックトーク等多様な読書活動や学習活動における本の積極的な利用を促進し、児童生徒の読書習慣の形成を図ります。



学校図書館サポーターによる読み聞かせ

④ ICTを活用した教員の指導力の向上と働き方改革の推進

- ☆ 教員のICT活用指導力向上のための研修の充実及び授業に適したソフトや教材の周知を図るとともに、統合型校務支援システムを導入することにより教員の働き方改革を推進します。

⑤ 家庭・地域との連携と情報発信の推進

- ☆ 自然、産業、歴史等の地域の教育的資源を積極的に活用することにより、地域の教育力を生かした特色ある教育活動を推進します。
- ☆ 多面的な学校評価を行い、学校教育活動の改善を図ります。
- ☆ ホームページ及び学校便り等の充実を図り、家庭や地域への情報発信を推進します。

⑥ 外国人講師の配置の推進

- ☆ 外国人講師を保育所、幼稚園、小学校・中学校に年間を通して派遣することにより、英語力向上を図り、グローバル化に対応した教育等、国際理解教育を推進します。

⑦ 外国語指導体制の強化

- ☆ 外国人講師と外国語教育指導員による指導を合わせ、外国語科、外国語活動の指導を強化し、授業研究や職員研修を進め、外国語教育の推進に取り組みます。



A L T（外国語指導助手）による授業

⑧ 消費者教育の推進

- ☆ キャッシュレス化の推進を背景に携帯電話やスマートフォンを中心としたインターネット利用を通じて若い世代における消費者トラブルが増加していることや成年年齢が18歳に引き下げられることを踏まえて、消費生活に関する知識の習得と適切な意思での消費行動ができるように消費者教育の推進に取り組みます。

2 持続可能な地域社会の実現に向けた教育の推進

持続可能な地域社会の形成に向けて、郷土への理解と誇りを持たせる教育として、本市の教育資源や地域の特性を学ぶ取組を進め、地域を輝かせる人材の育成が大切です。

また、地域の偉人や先人を取り上げ本市に脈々と受け継がれてきた精神性、文化、技術等に根ざした学び、地域産業から早期的な職業観の醸成と社会人基礎力を得る学びにより、これからの社会を生き抜く力を身につけ、地域の将来を担う人材の育成を進めることで持続性のある地域社会の形成が求められています。

【施策方針】



総合的な学習の時間を核として、実社会の中で活躍するための資質・能力を育成するために、本市の特徴ある産業の調べ等地域産業への理解を深める取組を推進し、早期に職業観を醸成させ、自分の役割を考える自分づくり教育を高等教育機関、地域企業、関係機関等と連携・協働して推進します。

【主な推進施策】

① キャリア教育の推進

☆ 子どもたちが自己を知り、夢を描き、夢に向かって成長していくために、多様な経験や出会いの場の提供に努めるとともに、各校においてキャリア教育の全体計画を作成し、組織的・系統的なキャリア教育を推進します。



職場体験学習

② 阿南高専等との連携によるつながり教育の推進

☆ 阿南工業高等専門学校及び大正大学等と連携しながら、高等教育機関の教育資源の活用を図ったキャリア教育や理科教育を進めます。



阿南工業高等専門学校にてシオマネキ検定



大瀧干潟（シオマネキ見学）

③ 地域企業との連携による早期職業観の醸成

☆ 職場体験活動における地域企業等との連携を密にし、地域産業・地域企業の魅力について理解を促進します。

☆ 地域企業で働く人や地域の課題解決に取り組む人から学ぶ活動を充実させ、児童生徒の発達段階に応じた職業観や社会人としての基礎力の醸成を図ります。



製材所の見学

3 思いやりと豊かな心を育む教育の推進

教育振興に関するアンケート結果によれば、「将来の夢や目標を持っている」割合が低く、子どもの心の育ちには、自他を尊重して関わり合う力、目標に向かって粘り強くやり抜く力や規範意識の育成が求められています。

情報化や国際化、人々の価値観の変化などにより、新たな人権課題も発生する中、いじめ等の子どもの問題行動についても、その形態や背景が複雑化・多様化する傾向にあります。そのような中、自分も周りの人も大切にすることを育てることや、多様性を認めあい、人権問題を自分のこととして捉えるとともに、その解決に向けて主体的に取り組む子どもを育てることが求められています。

【施策方針】



様々な体験活動を通じて、人や自然とのかかわりの中で社会が形成されていることを正しく理解し、児童生徒と教職員が共に学び、共に成長できる道徳教育・人権教育の推進を図ります。

【主な推進施策】

① 道徳教育の推進

☆ 道徳教育の推進体制を充実し、教師と児童生徒及び児童生徒相互の人間関係を深めるとともに、家庭や地域との連携を図りながら、学校の教育活動全体を通じて児童生徒の道徳性を育成します。

② 生命の尊重といじめの防止

☆ 自然とのふれあいや様々な人々との交流を体験することによって、生命を尊重する態度と自他を尊重する態度の育成を図ります。

☆ いじめを生まない環境を醸成するとともにいじめ調査を実施し、いじめの未然防止と早期対応を図ります。



赤ちゃんとのふれあい



いじめをなくすための全校生徒による話し合い

4 心身の健康を育む教育の推進

子どもの運動習慣の確立と望ましい生活習慣の形成を図り、生涯にわたって健康な生活が送れる力を育成することが求められています。

学校給食では、バランスの取れた食事を提供し、健康の増進を図るとともに、健全な食習慣の形成と感謝の心を育むことや、地元産の安全で安心な食材の確保、そのチェック体制の強化が求められています。

南海トラフ巨大地震をはじめとする震災、風水害等の災害から、生命・財産等を守り、被害を最小限に抑えるために、「自助」「共助」に重点を置いた防災教育の強化が求められています。

【施策方針】



児童生徒一人ひとりの状態に合わせ、運動習慣の定着と体力の向上に計画的に取り組むとともに、心身の健康づくりにおける正しい知識をあらゆる機会を通して身につけ、自ら行動できるよう、基本的な生活習慣の確立を図ります。

また、心身の健康とともに自分の命を自分で守る力を身につけるため、安全に関する意識を高めることを通じて、自ら行動できる防災・安全教育を推進します。

【主な推進施策】

① 児童生徒の健康観の確立

☆ 家庭や地域の専門機関との連携を密にし、児童生徒の望ましい生活習慣の定着と生活習慣病等の予防及び早期治療の促進を図ります。

② 児童生徒の体力と運動技能の向上

- ☆ 各校で児童生徒の体力・運動能力・運動習慣の課題について把握・分析を進め、実態に応じた取組の推進を図ります。
- ☆ 体力づくり研究指定校の取組を普及させ、体育科の授業及び体力づくりに関する活動の充実を図ります。
- ☆ 「阿南市立中学校における部活動の方針」の周知徹底を図り、適切な部活動の運営による生徒の心身の健全な成長を図ります。



体育祭での大なわ跳び



親子ドッジボール大会



阿波踊り体操

③ 防災・安全教育の推進

- ☆ 各校において、学校安全計画及び危機管理マニュアルを見直すとともに、実践的な避難訓練等の実施を推進します。
- ☆ 防災研修会を行い、教職員の防災意識・危機管理能力の向上を図ります。
- ☆ 関係機関と連携した不審者対応訓練等の実施を推進します。
- ☆ 学校、保護者、地域、教育委員会、道路管理者、警察等の関係機関の連携を強化し、通学路の安全確保を図ります。
- ☆ 市内先進実践校の取組を普及させ、児童生徒が主体的に取り組む防災教育を推進します。



津波到達を想定した避難所への避難訓練



防災フェスタで簡易テントを設営

④ 地場産物を活用した献立作成の推進

☆ 地場産物を活用した献立作成を心がけ、阿南市産の食材を積極的に使用します。各小・中学校においては給食時間に料理や食材等をテーマにした校内放送を工夫することで児童生徒の関心を高めるよう努めます。

☆ 毎月19日の「食育の日」には、できるだけ地場産物を活用した献立を提供できるよう取り組みます。



夏野菜の植付け

⑤ 学校給食を活用した食育の推進

☆ 栄養教諭等が各校の食育リーダーと連携・協力し、学校給食を生きた教材として活用することにより、バランスの良い栄養摂取を心がける食習慣の形成を図ります。



食育パワーアップ作戦

⑥ 適切な学校給食の提供

☆ 食物アレルギーを持つ児童生徒のために、保護者・学校・給食センターが組織的に連携を図り、安全性を最優先とした体制のもとにアレルギー対応食である除去食を提供できるように努めます。

5 一人ひとりを大切にする特別支援教育の推進

幼・小・中学校において、子どもの望ましい行動を増やし、問題行動の発生を未然に予防する「ポジティブな行動支援」の取組や、通常学級に在籍している発達障がいを含めた学びにくさのある幼児・児童生徒の学習支援を推進することが求められています。

各学校等において、発達障がいを含めた特別な教育的ニーズのある幼児・児童生徒に対するインクルーシブな教育体制の充実と、それを支える教員の専門性を向上させることが求められています。あわせて、特別支援教育においては、障がいの重複化や多様化の状況を踏まえ、教職員の資質能力及び指導力の向上を図ることが求められています。

【施策方針】

4 質の高い教育をみんなに 10 人や国の不平等をなくそう



児童生徒一人ひとりにしっかりと寄り添うことのできる教職員の資質能力の向上に努めるとともに、家庭や関係機関と連携した支援体制の強化を図ります。

【主な推進施策】

① 教育支援の充実

☆ 望ましい教育支援の実施に向け、教育支援調査員の資質能力の向上を図り、子どもの検査、担任や保護者との相談活動を行います。教育支援委員会では子どもの就学場所を決定し、より適切な教育に向けた指導に取り組みます。

② 通級指導教室の充実

☆ 通級指導教室への入級手続きの検査を随時行い、各校の担当者との連携を密にしながら通級指導教室の充実を図ります。

③ 指導体制の連携の強化

☆ 特別支援教育連絡協議会の充実を図り、関係者や関係機関と連携する中で、適切な指導体制を図っていきます。

④ 教職員の資質能力の向上

☆ インクルーシブ教育の充実に向けた教職員研修を進め、個別の指導計画等の作成と活用についての研究を深め、特別支援教育を推進するための教職員の資質能力の向上を図ります。

⑤ 早期対応と継続的な指導の推進

☆ 学校・家庭・関係機関との連携を密にし、不登校問題に対する早期対応に努めます。適応指導連絡協議会を開き不登校対策について継続的な指導を図ります。

⑥ 適応指導教室の充実

☆ 適応指導教室「ふれあい学級」の充実により、不登校児童生徒の社会的自立に向けた教育活動を推進します。



ふれあい学級

⑦ 障がい（児）者との共生社会の実現に向けた取組の推進

☆ 障がいのある人もない人も地域で安心して暮らせる社会づくり（共生社会）の実現に向け、関係機関等の連携・協力を得ながら、障がいに対する新たな気づきや感性を養い、理解を深めるための取組を進めていきます。また、保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの健やかな成長を支援します。

6 就学前教育の推進

少子高齢化、核家族化、ライフスタイルの多様化、自然環境の変化等、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、人や自然と関わりにくい現状から、小学校以降の教育の基盤となる生きる力や人格形成の基礎を養う就学前教育の推進が求められています。

【施策方針】



子どもたちの健やかな成長を最優先に考えた家庭・教育機関・保育機関の役割について市民との共通認識の下、地域ニーズの高い子育て支援への対応と、より利用しやすい就学前教育体制の構築に取り組みます。

【主な推進施策】

① 就学前教育の充実とこども園への円滑な移行の推進

- ☆ よりよい教育環境を創造するとともに、幼児との信頼関係を十分に築き、幼児の主体的な活動や遊びを通しての指導を行うことにより、生きる力の基礎を育成します。
- ☆ 障がいのある幼児に対する支援や一人ひとりの発達段階に即した指導の充実を図ります。
- ☆ 家庭への情報発信や地域人材の活用により家庭・地域との連携を図ります。
- ☆ 「子ども・子育て支援計画」に基づき、認定こども園への移行を推進します。

② 子育て支援施策の充実と子どもたちの豊かな心の育成

- ☆ 就学前教育・保育の無償化等、阿南ならではの子ども・子育て支援事業を推進し、子育て世代の経済的負担の軽減を図るとともに、地域や関係機関の協力を得ながら、長期的な視点に立った教育環境・内容の充実を図ります。

7 青少年健全育成活動の推進

子どもの非行防止・健全育成のため、警察や関係団体等と連携し補導活動や相談活動、各種啓発活動等様々な対策を講じることが求められています。

また、急速にインターネットが普及したことにより、携帯電話やスマートフォンを中心としたインターネット利用に伴うトラブルへの対応が求められています。

【施策方針】 4 質の高い教育をみんなに 10 人や国の不平等をなくそう



青少年の非行防止と育成環境の健全化をめざしつつ、関連機関等との一層の連携強化を図り、市全体で青少年健全育成活動を推進します。

【主な推進施策】

① 安心安全な環境づくりの推進

- ☆ 各幼稚園・小学校等において警察と連携して、子どもたちが不審者から身を守るための防犯教室を実施するとともに、不審者情報の収集と発信に取り組みます。
- ☆ 青色パトロールカーによる計画的・継続的なパトロールを実施し、青少年の非行防止と安心・安全な環境づくりに取り組みます。

② 健全育成のための環境浄化活動の推進

- ☆ 「白いポスト」の活用による有害図書類の回収を定期的に行い、環境浄化に取り組めます。
- ☆ パトロールを通して青少年に有害な環境の早期発見と早期対応に努めます。

③ 相談活動の充実

- ☆ 来所相談への対応を進めるとともに、いじめ相談専用電話・悩み事相談専用電話を活用し、青少年やその関係者が安心して相談できるように努めます。同時に、関係機関との連携を図り、よりよい相談体制の構築をめざします。

④ 健全育成のための啓発活動の推進

- ☆ センター便りや啓発チラシ・しおり等の配布を通して、また、様々な機会を捉えて青少年の健全育成に関する啓発に取り組めます。
- ☆ これまでの青少年の喫煙や薬物問題への対応に加え、SNS上のトラブルやネット依存、ゲーム障害等の問題についても未然に防ぐための取組や啓発活動に努めます。

方針3 人権教育

「互いの人権を尊重し、心豊かに安心して暮らせるまちづくりの推進」

教育施策	1 人権教育の推進
SDGsの目標分類	   
主な推進施策	① 人権教育推進の強化と啓発活動の徹底 ② 人権を守る運動の推進 ③ 同和問題をはじめ、様々な人権問題解決に向けた人権教育・啓発活動の推進 ④ 男女共同参画社会の推進 ⑤ 教育集会所を拠点とした人権学習・啓発活動の推進 ⑥ 熊本県合志市との人権に関するパートナーシティ協定を活用した啓発活動の推進
教育施策	2 学校人権教育の推進
SDGsの目標分類	  
主な推進施策	① 学校・家庭・地域の連携による人権意識の高揚 ② 保育所・幼稚園・小学校・中学校における人権教育の推進 ③ 地域ぐるみの人権教育の推進 ④ 人権教育指定研究・各中学校ブロック人権教育研究会などの充実

I 人権教育の推進

全ての人の人権が尊重される社会の実現に向け、学校教育と連携を図りつつ、それぞれのライフステージに応じた多様な学習活動・研修会等を実施することを通して、同和問題をはじめとする様々な人権問題についての理解と人権尊重の精神の涵養を図る取組が求められています。

また、地域社会において、人権教育の推進や課題解決に取り組み、地域住民や関係団体等の効果的な連携・ネットワークを構築できる人材の育成が求められています。

【施策方針】

4 質の高い教育をみんなに 5 ジェンダー平等を実現しよう 10 人や国の不平等をなくそう 16 平和と公正をすべての人に



「阿南市人権施策基本方針」及び「阿南市男女共同参画基本計画」の趣旨を踏まえ、人権尊重の精神や男女共同参画意識の全体的な浸透を図ります。

北條民雄や青木恵哉といった偉人を輩出した阿南市ならではの人権啓発及び人権教育の推進を図ります。

【主な推進施策】

① 人権教育推進の強化と啓発活動の徹底

☆ 阿南市人権教育協議会を中核機関として、同和問題と様々な人権課題の関連性を考える研修を実施する等、人権に関する啓発活動の一層の徹底を図ります。

② 人権を守る運動の推進

☆ 重大な人権侵害につながる身元調査を「しない・させない・許さない」のスローガンのもと引き続き「身元調査お断り」ワッペン運動を推進します。あわせて、身元調査につながる住民票や戸籍の不正請求・不正取得の抑止力として導入された「本人通知制度」の周知活動を進める、人権を守る運動に取り組みます。



「身元調査お断り」ワッペン

③ 同和問題をはじめ、様々な人権問題解決に向けた人権教育・啓発活動の推進

☆ 市民一人ひとりが同和問題をはじめ、様々な人権問題についての正しい理解と認識を深めるとともに、同和問題を自らの課題とし、主体的な取組ができるよう、市民に対する啓発活動の充実強化に努めます。あわせて、地域における啓発活動や研修の支援及び企業における啓発活動の推進等、各分野における連携の強化を図ります。

④ 男女共同参画社会の推進

☆ 次世代を担う子どもが豊かな人権感覚を育むとともに、一人ひとりが個性や能力を発揮できるよう、教育の場において男女共同参画への理解を促進します。また、固定的な性別役割分担意識を解消し、男女が共に生活力を身に付け、多様な生き方を選択できるよう、学校、家庭、地域等あらゆる場や機会を通じて、男女共同参画に関する教育・学習機会の充実に努めます。

⑤ 教育集会所を拠点とした人権学習・啓発活動の推進

☆ 地域住民を対象に教育集会所での研修会、各種講座、交流学习等の推進、識字学級との交流等を積極的に推進します。

⑥ 熊本県合志市との人権に関するパートナーシティ協定を活用した啓発活動の推進

☆ ハンセン病患者であった、作家北條民雄やハンセン病療養所である「沖縄愛楽園」の基礎を築いた青木恵哉といった偉人を輩出した阿南市は、同じくハンセン病療養所「菊池恵楓園」を持つ合志市とパートナーシティ協定を結んだことにより、今後両市が人権の先進地となるよう啓発活動を推進していくとともに、学校教育においても二人を通じてあらゆる人権について学ぶ機会の推進に努めます。

2 学校人権教育の推進

学校教育においては、全ての教育活動を通じて人権教育を推進し、人権に関する学習が知的理解にとどまらず、態度化・行動化につながる学習を展開することが求められています。そのためにも、人権問題を自分の問題として捉えるとともに、参加・協力・体験的な学習を重視する中で子どもたちの豊かな人権感覚を養うことが大切です。

【施策方針】



学校における教育活動を人権尊重の精神で満たされたものとし、あらゆる学習活動を通じて子どもたちの人権感覚を養うとともに、教職員も子どもと共に学ぶ姿勢を貫きます。

また、学校・家庭・地域の連携及び校種間の連携を重視しながら、いかなる差別や人権侵害も許さない態度を養うとともに、人権を大切に作る意識・意欲・態度の育成をめざします。

【主な推進施策】

① 学校・家庭・地域の連携による人権意識の高揚

☆ 学校・家庭・地域の連携をさらに強化し、自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、具体的な行動へ結びつけていこうとする力を養います。

② 保育所・幼稚園・小学校・中学校における人権教育の推進

☆ 差別をなくしていこうとする仲間づくりを学校（園・所）運営の基盤に据え、より実効性のある人権教育の在り方について調査・研究を推進します。

③ 地域ぐるみの人権教育の推進

☆ 人権ふれあい子ども会の保護者を中心に、地域が連携し、様々な活動をとって、仲間づくりや人権について自ら考え、解決していく児童生徒の育成を図ります。

④ 人権教育指定研究・各中学校ブロック人権教育研究会などの充実

☆ 人権感覚を養う手立てや態度化・行動化につながる人権教育のありようを求めて指定研究を継続し、中学校ブロック別人権教育研究会を推進します。

方針4 スポーツ振興

「個性豊かで活力に満ちた生涯スポーツの振興」

教育施策	1 スポーツに関する幅広い普及活動の推進
SDGsの目標分類	
主な推進施策	① スポーツに関する幅広い情報提供の推進 ② 総合型地域スポーツクラブの育成 ③ 指導者の充実と育成 ④ 日本体育大学との連携協定を活用したスポーツ活動の推進

教育施策	2 生涯スポーツ環境の充実
SDGsの目標分類	
主な推進施策	① 「阿南市スポーツ振興計画」の策定 ② スポーツ環境・施設の整備の促進 ③ 海洋スポーツの普及の促進

1 スポーツに関する幅広い普及活動の推進

市民の誰もが参画できるスポーツ社会の実現に向け、スポーツを「する」だけでなく、「みる」「ささえる」を含めた様々な方向からスポーツへの参画を図るとともに、ライフスタイルに応じた多様なニーズに応えるため、的確な情報を提供することが求められています。

【施策方針】

4 質の高い教育
をみんなに



スポーツに関する幅広い情報提供を行い、スポーツの普及に努めることにより、市民の健康増進を図ります。

【主な推進施策】

① スポーツに関する幅広い情報提供の推進

- ☆ ホームページや掲示板、さらに広報、市政だより、ケーブルテレビ等に「阿南のスポーツ」や「スポーツ少年団」「スポーツイベント」の情報を提供し、スポーツリーダーバンクにおける指導者の紹介等を行います。
- ☆ スポーツ施設の紹介及び周知を図るためパンフレットを作成します。

② 総合型地域スポーツクラブの育成

- ☆ 総合型スポーツクラブの活動を促進するため指導者の養成、確保、活用や施設の充実、活動の場の提供等の環境整備を行います。

③ 指導者の充実と育成

- ☆ 地域のスポーツニーズを反映した行政を推進するため、スポーツ推進委員の資質能力の向上及び積極的活用を図ります。
- ☆ 市民や団体の要望に応じて指導者を派遣できる体制を整えるため「スポーツリーダーバンク」を設置し、ホームページ等を通じて紹介します。

④ 日本体育大学との連携協定を活用したスポーツ活動の推進

- ☆ 日本体育大学の教育資源を有効に活用し、市民がスポーツに親しめる環境づくりを行います。
- ☆ 日本体育大学の専門的分野の教授や学生を招聘し、高度な知識や技術を学ぶ環境を作るとともに実技指導を実施します。

日本体育大学との連携による
小学校プレミアム事業（エアロビック）



2 生涯スポーツ環境の充実

生涯スポーツ社会の実現に向け、年齢や性別を問わず、誰もが身近にスポーツに親しむことができるよう施設整備を進め、スポーツ環境を整えることが求められています。

【施策方針】

4 質の高い教育
をみんなに



「阿南市スポーツ振興計画」を策定し、計画的なスポーツ環境・施設の整備促進と指導者の育成・充実を図ります。

B&G 海洋センターや YMCA 阿南国際海洋センターの施設を活用し、阿南ならではの海洋スポーツを体験、学習することで、達成感や成功体験を得ることによる自己肯定感を育むとともに、地域の自然に愛着を持てる豊かな心を醸成します。

【主な推進施策】

① 「阿南市スポーツ振興計画」の策定

☆ 計画的なスポーツ環境・施設の整備促進と指導者の育成・充実を図るために、「阿南市スポーツ振興計画」の策定に向けて令和2年度から令和3年度までの2年間で国、先進地等の情報収集に努め、アンケート調査を実施し、令和4年度に策定します。

② スポーツ環境・施設の整備の促進

☆ 市内体育施設の施設管理を行うほか、施設の改善・機能強化に向けて改修工事・耐震工事を計画的に行います。

③ 海洋スポーツの普及の促進

☆ 市内の子どもたちを中心に、うみてらす北の脇等を活用し、海洋性スポーツ（SUP、カヌー等）の実施と普及活動を軸とした青少年健全育成活動を実施します。

☆ 各小学校に出前講座として「水辺の安全教室」を開催し、水辺での事故を防止するための安全学習とペットボトルを使った背浮き等、事故にあった時の対処法の指導を行います。

☆ これらの事業を展開するため、センターインストラクターの増員や指導者の育成を推進します。

☆ YMCA 阿南国際海洋センターを子どもたちの体験活動の拠点として、地域の自然を生かした海洋教育や自然体験を実施するよう努めます。

方針5 教育環境基盤整備

「安全・安心な教育環境の確保と基盤整備の推進」

教育施策	1 教育環境の充実
SDGsの目標分類	   
主な推進施策	① 小学校・中学校の長寿命化計画（個別施設計画）の策定と再編・統合の検討推進 ② 学校施設の耐震化の推進 ③ 学校トイレの洋式化の推進 ④ 学校教育の情報化の推進 ⑤ 公民館の適正な管理運営の推進

教育施策	2 均等な教育機会の提供
SDGsの目標分類	  
主な推進施策	① 均等な教育機会の提供 ② 奨学金制度の充実

I 教育環境の充実

教育施設においては、長寿命化に向けた老朽化対策のほか、自然との共生、環境負荷の低減等、様々な配慮が求められています。

また、子どもの健康を保持増進し、学習能率の向上を図るためには、安全・安心で快適な学習環境を整備することが求められています。

【施策方針】



学校施設及び社会教育施設の有効利用を図るため、計画的に老朽化対策に取り組むとともに健康的で利便性の高い学習環境の維持更新に努めます。

【主な推進施策】

① 小学校・中学校の長寿命化計画（個別施設計画）の策定と再編・統合の検討推進

- ☆ 将来における学校施設の維持管理費用を把握し、限られた財源や人員の中でトータルコストの縮減、予算の平準化等の取組を推進するため、小学校・中学校の長寿命化計画を策定します。
- ☆ 人口減少社会の到来や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれること等を背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念されています。このことから、児童生徒のよりよい教育環境を整えるとともに効率的・効果的な教育施設の改修等を行うため、学校の再編・統合について検討を進めます。

② 学校施設の耐震化の推進

- ☆ 本市では、平成20年度以降、学校施設の29棟で耐震化を進め、令和元年度末の耐震化率は98.2パーセントとなりました。今後は、耐震化が未完了の羽ノ浦中学校体育館と羽ノ浦総合国民体育館を複合体育館とする改築事業を推進し、学校施設の耐震化の完了をめざします。

③ 学校トイレの洋式化の推進

- ☆ 児童生徒がトイレを使用しやすい環境を整備し、学習に集中できる環境づくりや衛生管理を推進するため、学校トイレの洋式化を推進します。

④ 学校教育の情報化の推進

☆ 児童生徒の力を最大限引き出すためには、ＩＣＴを基盤とした様々な先端技術を効果的に活用することが必要不可欠であることから、パソコン（タブレット等を含む）１人１台の環境や高速ネットワーク環境等の整備を推進します。

⑤ 公民館の適正な管理運営の推進

☆ 公民館は社会教育活動の拠点のみならず、地域の防災拠点としての機能を併せもつことから、子どもから高齢者まで全ての住民が安全で安心して利用できるよう適正な管理運営に努め、利用者の利便性の向上を図ります。

☆ 今後は、個別施設計画を策定することにより、長期的な視点で社会教育施設の複合化や長寿命化等の検討を進めます。



外観



エントランス



大ホール

左上・左・真上／大野公民館 令和元年10月竣工

2 均等な教育機会の提供

経済的理由で就学が困難な子どもについては、その保護者を対象とした就学援助や奨学金の支給など、教育費の負担軽減を図るための取組が求められています。

【施策方針】



経済的理由等により、教育を受けることが困難な子どもの教育の機会均等をめざします。

【主な推進施策】

① 均等な教育機会の提供

☆ 経済的理由により就学困難な家庭に対して就学に必要な経費の一部を援助し、均等な教育機会の提供を図ります。

② 奨学金制度の充実

☆ 阿南市奨学資金貸付条例・阿南市奨学資金貸付条例施行規則に基づき、修学の意欲があり、かつ、経済的理由のために就学が困難な者に対し、奨学資金の貸付けを行い教育の機会均等を図ります。

第5章 計画の推進

Ⅰ 計画の推進方針

(1) 計画の周知

計画の着実な推進に向けて、市民との協働による効果的な教育行政の推進を図ることが重要であり、幅広い市民の理解と協力を得ることが不可欠です。そのため、本市の教育行政のめざす方向性や施策の内容、実施方法等に関して、情報提供に努めながら、市民に対する説明責任を果たします。

(2) 市民、ボランティア、NPO等との協働の推進

基本計画の施策の推進に当たっては、家庭、地域、NPO、高等教育機関、教育関係団体、スポーツ・文化芸術団体等、多様な団体と行政が、この計画を通じて重要な考え方を共有し、協働することにより、社会全体で教育に取り組む仕組みづくりを進めます。

(3) 関係部局との連携の推進

地域全体で学校教育を支援する体制づくりや学校・家庭・地域が連携した教育、生涯学習等の推進に向けては、様々な分野を所管する関係各課と連携し、より効果的で厚みのある施策が可能となるよう、相互の連携をこれまで以上に緊密にしながら、組織的・横断的な取組を展開します。

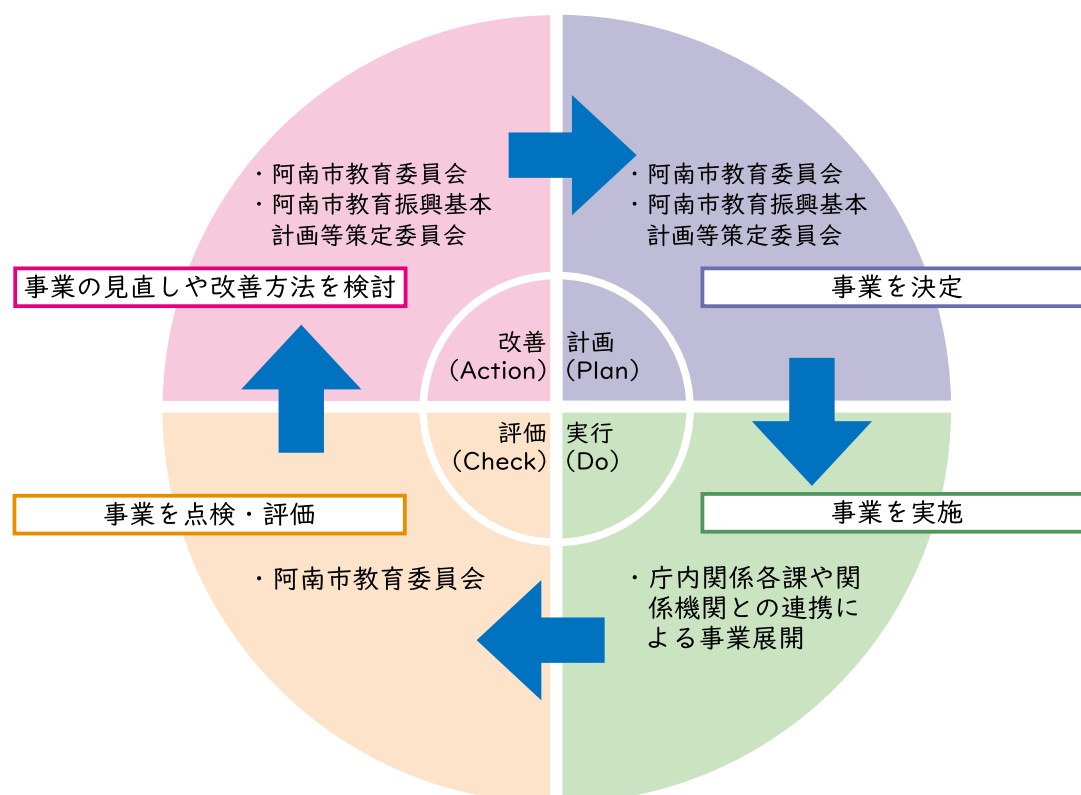
(4) 県教育委員会との連携及び学校への支援

計画の実施に当たっては、市民のニーズや意思を十分に把握しながら、県教育委員会との連携や学校への支援を進める中で教育行政の推進を図ります。

2 計画の進行管理

計画の実効性の確保に向けては、P D C A（Plan Do Check Action）サイクルの視点に基づく進捗管理を行います。計画に位置付けた事業の評価については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条により、毎年度、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の結果報告書」において行い、その内容を公開します。

また、庁内関係各課の取組について、必要に応じて、学校や市民に対するアンケート調査や庁内関係各課への進捗状況確認シートの結果から、計画の目標の達成状況や現状を毎年度把握します。



参考資料

Ⅰ 関係条例

阿南市教育振興基本計画等策定委員会設置条例（平成 31 年阿南市条例第 2 号）

（設置）

第 1 条 教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他教育に関する重要な計画又は方針を策定するため、教育委員会に阿南市教育振興基本計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- （1）教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画の策定に関する重要事項
- （2）前号に掲げるもののほか、教育委員会の所管に係る計画又は方針の策定に関し、教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第 3 条 委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる委員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- （1）教育委員会が委嘱する委員 学識経験を有する者及び委員会の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者
- （2）職をもって充てる委員 阿南市立の幼稚園長、小学校長又は中学校長で組織する会の長

3 前項第 1 号に規定する委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 第 3 項に規定する委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

（委員長）

第 4 条 委員会に、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、最初の会議は、教育長が招集するものとする。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、公開する。ただし、阿南市情報公開条例（平成 12 年阿南市条例第 37 号）第 7 条に規定する不開示情報が公になるおそれがある場合において、出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、非公開とすることができる。

(資料提出その他の協力)

第 6 条 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、市の機関に対し、調査審議に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 委員会は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委員会の運営)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 関係委員名簿

阿南市教育振興基本計画等策定委員会

役職	氏名	所属等	条例における該当条項
委員長	寺 沢 計 二	阿南工業高等専門学校 校長	第3条第2項第1号
副委員長	西 裕 治	阿南光高等学校 校長 (市人権教育協議会副会長)	//
委員	中 内 貴 文	阿南支援学校 校長	//
委員	田 中 房 子	市社会教育委員会 委員長	//
委員	森 陽 子	市幼稚園 PTA 連合会 会長	//
委員	和 湊 祥 章	市 PTA 連合会 会長 (小学校)	//
委員	横 坂 瑞 枝	市 PTA 連合会 監事 (中学校)	//
委員	村 上 大 輔	公募委員	//
委員	数 藤 義 則	公募委員	//
委員	佐 藤 美知子	市幼稚園長会 会長 (富岡幼)	第3条第2項第2号
委員	森 下 哲 司	市小学校長会 会長 (富岡小)	//
委員	佐々木 善 史	市中学校長会 会長 (那賀川中)	//

3 SDGsについて

① SDGs（持続可能な開発目標）について

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを指しています。

■ SDGs 17の国際目標



② 日本の取組

国内では、2016年5月にSDGs推進本部を設置しました。「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の実施に取り組むための国家戦略として、2016年12月22日に、SDGs実施指針を決定しました。

【ビジョン】

持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす。

上記ビジョンを掲げ、SDGsの17のゴールを日本の文脈に即して再構成した8つの優先分野の下で、140の国内及び国外の具体的な施策を指標とともに掲げています。

（People 人間）

- 1 あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現
- 2 健康・長寿の達成

（Prosperity 繁栄）

- 3 成長市場の創出、地域活性化、科学技術イノベーション
- 4 持続可能で強靱な国土と質の高いインフラの整備

（Planet 地球）

- 5 省・再生可能エネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会
- 6 生物多様性、森林、海洋等の環境の保全

（Peace 平和）

- 7 平和と安全・安心社会の実現

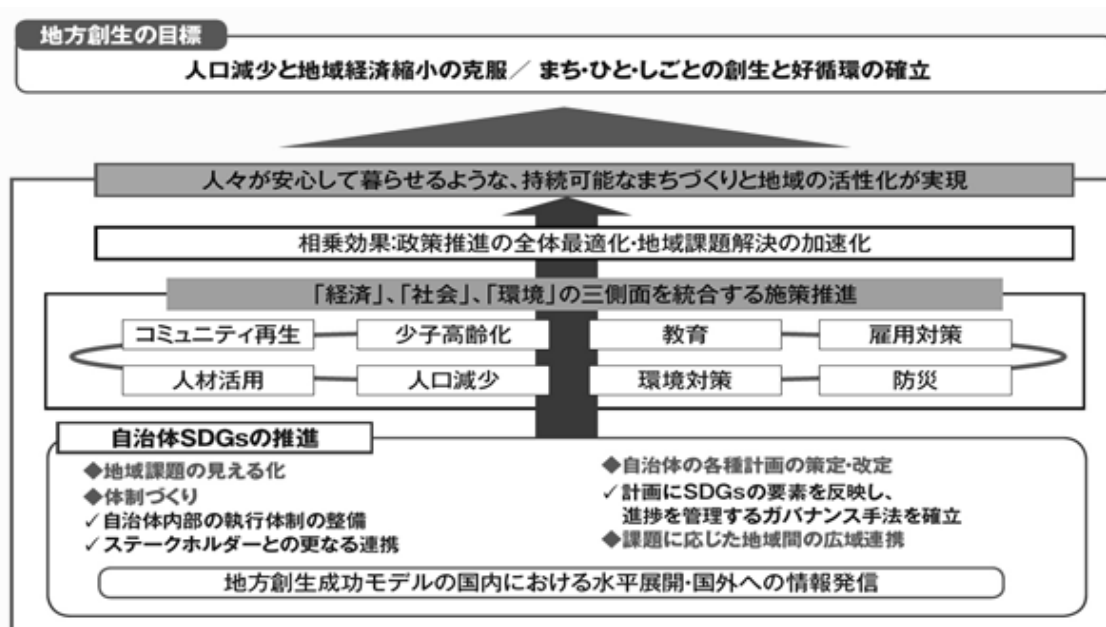
（Partnership パートナーシップ）

- 8 SDGs実施推進の体制と手段

③ 自治体SDGsの定義

全国の自治体による地域のステークホルダーと連携したSDGsの達成に向けた積極的な取組の総体をいいます。

自治体で策定する各種計画においては、SDGsの要素を反映し、その計画の事業を管理し、目標を達成することが求められています。



出典：平成29年12月内閣府地方創生推進事務局資料より

④ 地方創生におけるSDGs達成に向けた取組の推進の意義

地方創生は、少子高齢化に歯止めをかけ、地域の人口減少と地域経済の縮小を克服し、将来にわたって成長力を確保することをめざしています。地方が将来にわたって成長力を確保するには、人々が安心して暮らせるような、持続可能なまちづくりと地域活性化が重要です。特に、急速な人口減少が進む地域では、くらしの基盤の維持・再生を図ることが必要とされています。

SDGsは、先進国、開発途上国を問わず、世界全体の経済、社会及び環境の三側面における持続可能な開発を統合的取組として推進するものであり、多様な目標の追求は、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方の持続可能な開発、すなわち地方創生を推進するものです。

SDGsにおいては、17のゴール、169のターゲットが設定されるとともに、進捗状況を測るための約230の指標（達成度を測定するための評価尺度）が提示されています。これらを活用することにより、行政、民間事業者、市民等の異なるステークホルダー間で地方創生に向けた共通言語を持つことが可能となり、政策目標の理解が進展し、自治体業務の合理的な連携の促進が可能となります。これらによって、地方創生の課題解決を一層促進することが期待されています。

⑤ 教育分野の取組

教育分野では、以下の指針が示されています。

【ビジョン】

学び合いを通じた質の高い教育の実現

「みんなで支えるみんなの学び（Learning for All, All for Learning）」

人間の安全保障の理念に基づき、「万人のための質の高い教育」を実現し、持続可能な開発を推進する。

【基本原則】

（１） 包摂的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力

人間一人ひとりに着目し、保護と能力強化を行う人間の安全保障の考え方の下、カントリーパーオーナーシップと自助努力を尊重し、現場レベルでの対話と協働を重視した日本らしい支援により、質の高い学びの提供に取り組む。また、教育協力を通じ、特に脆弱な立場に置かれやすい女性、紛争影響国や貧困地域の子ども、障がい者を含め、様々な要因により質の高い教育を受ける機会から疎外されている人々に対応した協力を行う。

（２） 産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力

教育は、国際社会の成長・イノベーション（革新）、さらには地域と国際社会の平和と安定に積極的に貢献するという認識のもと、理数科教育、工学教育支援、防災・環境教育協力を含め、我が国が長年の国際協力の中で蓄積した知見や技術を活用し、社会経済開発の基盤となる雇用・産業振興につながる教育協力を行う。

（３） 国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大

幅広いネットワークの構築や、市民社会との連携を含め、多様なアクターによる協力の促進とパートナーの多角化を促進することにより、国際的・地域的な枠組みを通じて「学びの改善」の実現と、必要な制度の構築をめざす。

また、持続可能な開発の実現に向けて、グローバル・パートナーシップの枠組みの下での協力を行う。

第 3 期阿南市教育振興基本計画

発行 令和 2 年 3 月

編集 阿南市教育委員会

〒 774-8501 徳島県阿南市富岡町トノ町 12 番地 3

T E L : 0884-22-3299 F A X : 0884-22-4785

阿南市ホームページ <https://www.city.anan.tokushima.jp>

